

交流史から見た沖ノ島祭祀

森 公 章

平成25年

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅲ 抜刷

交流史から見た沖ノ島祭祀

森 公章 東洋大学教授

要旨：本稿では沖ノ島祭祀の4つの時期区分をふまえる形で、東アジア諸地域との交流の始まり、5世紀の多元的通交と宗像氏に限らない奉祀の様子、6世紀の中央集権体制への胎動と倭王権による外交の一元化、7世紀の東アジアの動乱と北部九州の役割、8世紀以降の後期遣唐使の様相と新羅の動向などを整理し、9世紀末頃までの交流史から見た沖ノ島祭祀の様態を考察しようとした。文献史料により具体的に奉祀形態を解明することはなお課題として残ってしまったが、遣外使節の帰国後に奉献を行う「持衰的報賞」という理解を呈示してみた。また9世紀以降の新羅海賊に対処する宗像神の新たな位置づけにも目配りして考察を加えた。

キーワード：「海北」、多元的通交、遣唐使、持衰的報賞、新羅海賊

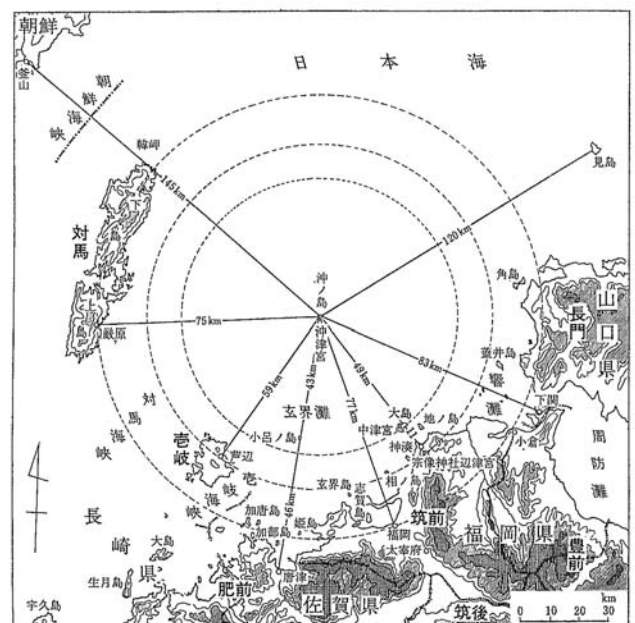
1. はじめに

沖ノ島は古代の筑前国宗像郡の海上にあって、記紀神話に登場する宗像三女神、田心姫(海上に発生する霧を擬人化した神格)、湍津姫(潮流の渦巻き速く流れる様を神格化)、市杵嶋姫(島神たることが基本的属性で、三神の中核神)のうち、瀛津嶋姫とも称される田心姫を奉祀した沖津宮である(中津宮〔大島〕－湍津姫、辺津宮〔田島〕－市杵嶋姫)¹⁾。沖ノ島は「おいわず様」(不言島)と称され、島での見聞を口外しない、一木一草も持ち出さない、女人禁制などの禁忌が守られ、渡島に際しては大島で潔斎し、上陸時に禊をする慣わしが現在でも厳格に実施されており、神の島としての姿が維持されている。

沖ノ島では第二次世界大戦以後に3次に亘る学術調査が実施され、「海の正倉院」と称される多くの優品を含む奉献品のあり方が明らかになり、古代祭祀の歴史を検討する上で重要な知見が得られた²⁾。計23号に及ぶ祭祀遺跡は、第Ⅰ期：岩上祭祀(4世紀後半～5世紀、16・17・18・19・21号)、第Ⅱ期：岩陰祭祀(5世紀後半～7世紀、4・6・7・8・9・10・11・12・13・15・22・23号)、第Ⅲ期：半岩陰・半露天祭祀(7世紀後半～8世紀前半、5・14・20号)、第Ⅳ期：露天祭祀(8世紀～10世紀初、1・2・3号)に区分され、神が降臨する磐座としての巨岩上の祭祀、神が人の生

活の場に近づく岩陰における祭祀を経て、こうした巨岩を依代としない固定した祭祀場での祭祀への変遷、また古墳副葬品と共通する第Ⅰ・Ⅱ期の奉献品から第Ⅲ期以降には実用品が殆ど姿を消し、金銅製雛形品や土器を中心とした祭具に変化する様相、葬・祭の未分化から分化へ、律令的祭祀の成立過程を具体的に跡付けることができる点が貴重である³⁾。

沖ノ島はまた、玄界灘の中心に位置し、記紀神話に「海北道中」の「道主貴」と表現される三女神の沖津宮所



第1図 沖ノ島位置図(小田富士雄編『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館、1988年、p.2)

在地として相応しい。第Ⅰ期の奉獻品には内行花文鏡や三角縁神獸鏡など58面の鏡が検出されており、北部九州の勢力だけではなく、当初から畿内ヤマトを中心とする倭王権が奉斎に関与していたことが窺われる。第Ⅱ期の奉獻品中には金製指輪・金銅製馬具類などの新羅製品と目されるものやペルシャ産のカットグラス、第Ⅲ期には唐三彩長頸壺や金銅製龍頭などの中国あるいは新羅産品、第Ⅳ期でも奈良三彩小壺や皇朝銭の奉獻が存する。即ち、倭王権による奉祀とともに、奉獻品に反映される朝鮮半島諸国や中国との通交に関わる祭祀が想定されるのである。

4世紀後半～10世紀初めの沖ノ島祭祀は、4世紀後半に始まる百済との通交や高句麗広開土王碑文に描かれた倭兵の活動を端緒とし、4～7世紀の東アジア諸国の王朝興亡と動乱の中で古代国家が形成されていく過程に関係し、7～9世紀末の遣唐使を中心とする交流と軌を一にするものと目され、国際関係を象徴する奉獻の品々と相俟って、東アジア交流史上の意義が強調されてきた。但し、『魏志』倭人伝に記された海上ルートは対馬－壱岐－松浦－博多湾で、8世紀の遣新羅使の航路(『万葉集』巻15)、遣唐使の北路(新羅道)なども同様であり、沖ノ島は玄界灘の中心に所在するとはいうものの、この主要ルートからははずれている。沖ノ島祭祀がどのような形で挙行され、また何を目的に行われたのか、この点を文献史料に求めることは、「汝三神宜降居道中奉助天孫而為天孫所祭也」(『日本書紀』神代上・瑞珠盟約段第一の一書)以外には難しいが、交流史の中における沖ノ島祭祀のあり方・位置づけはなお残された課題と言わねばならない。

沖ノ島祭祀の第Ⅲ・Ⅳ期は期間が長い割にはそれ以前と比べて変化が少なく、また考古学的関心からすると、優品や時代相の探究に資する品が減少するためか、従来の研究は古代国家形成過程の時期に集中しており、7～10世紀の交流史との関係は付加的、展望を述べる中で簡単に触れられることが多い⁴⁾。この間、対外関係史の研究は大きく進展し、倭王権の半島進出や「任那日本府」の再検討が行われ、倭王権の展開過程、中央集権的国家体制の確立時期についての見解も深化されている。7～9世紀末の遣唐使の様相や遣唐使のみを中心とする交流史の見直しも進んでおり、沖ノ島祭

祀の全期間を通じて改めて交流史との関係性如何を問うことも重要であると思われる⁵⁾。

そこで、以下では沖ノ島祭祀の時期区分をふまえて、4～7世紀の古代国家形成過程の時期に関しては、倭王権による列島統括の実態、特に北部九州の豪族の位置づけなどに留意して、『日本書紀』に散見する宗像への奉祀記事を検討してみたい。7世紀に始まる隋・唐との通交は律令体制の導入など、やはり倭国・日本の国家体制確立に大きな意味を持っていた。遣外使節の派遣等に際してどのような奉祀が行われたかは文献史料に乏しいが、8世紀以降には遣唐使派遣に伴う航海安全祈願や帰朝後の奉幣のあり方が幾分なりともわかる史料が存する。遣唐使だけが通交のすべてではないが、国家的事業として文献史料に残るところは大きく、この遣唐使を中心に沖ノ島奉祀の実相を探究することにしたい。遣唐使事業は実質的に最後の遣唐使となる9世紀中葉の承和度以降は途絶していくが、9世紀後半には唐・新羅・渤海など東アジア諸国が滅亡に向かい、再び動乱期に入る。こうした中で新羅海賊の侵寇が問題になっており、宗像神への奉斎記事も散見している。当該期は沖ノ島祭祀が終末に向かう時期であるが、文献史料ではむしろ出現回数が豊富であり、これも交流史の重要な一駒となろう。この部分にも沖ノ島祭祀のあり方を考える手がかりが期待され、考察を試みたいと思う。

2. 交流史の始まり

『日本書紀』では神代紀のスサノヲの新羅国あるいは韓郷之島への天降り(宝剣出現段第四・五の一書)を除けば、最初の海外との通交記事は崇神・垂仁紀の「任那」人蘇那曷叱智の来航である。彼はまた、「意富加羅国王之子都怒我阿羅斯等」、別名「于斯岐阿利叱智干岐」と記され、「任那」=意富加羅(『三国遺事』巻2所収「駕洛国記」の大駕洛)、即ち金官国(金官加耶)は魏志倭人伝に倭国の北岸とある狗邪韓国を引き継ぐ国で、弁辰伝に「国出鉄、韓・倭・濊、皆從取之」とも見えるので、崇神65年(紀元前33?)、垂仁2年(紀元前28?)という年紀は措くとして、朝鮮半島南部との通交が有史以来重要視されていたことを反映している。

紀元前108年に前漢の武帝が朝鮮4郡を設置し、楽浪郡(朝鮮民主主義人民共和国平壤付近)を拠点に東方世界に目配りし始めた時、朝鮮半島のさらに東方海上の倭人の存在が中国王朝の認識の中に入り、倭人の名付け・倭人の名乗りの下に、倭人・倭国が東アジア史に登場することになる(『漢書』地理志燕地条)。この段階では100余の小国に分かれていた倭人の中から、57年に後漢に朝貢して、「漢委奴国王」の金印を賜与された奴国のような有力国が出現し、さらに107年に朝貢した帥升は「倭国王」と記されているので(『後漢書』倭伝)、2世紀初には倭国というまとまりが形成されていたと考えられる⁶⁾。ところが、後漢末から三国時代の混乱の中で、2世紀後半には「倭国大乱」の状況になり、男王の統治は機能せず、2世紀末～3世紀初に「事鬼道、能惑衆」という卑弥呼が共立され、邪馬台国を治所として、30国の連合体である倭国を統治する女王となる。卑弥呼は遼東の公孫氏が設置した帯方郡(大韓民国ソウル付近)と通航して、半島との交流を維持している。

238年、南方の呉と公孫氏の提携を危惧した魏が公孫氏を討滅すると⁷⁾、239年、卑弥呼は魏の帯方郡を介して、首都洛陽に使者を派遣し、「親魏倭王」の称号と銅鏡100枚などの賜与を得ており、強力な中国王朝の権威の後ろ盾と威信財の分配、対中国外交の独占保障を獲得することが卑弥呼の統治に不可欠であったことが看取される。卑弥呼の国内統治では、「世有王、皆統属女王国、郡使往来常所駐」という伊都国(福岡県糸島市付近)に一大率(一人の大率か)が置かれ、「自女王国以北」を檢察し、「諸国畏憚之」という状況であったが、一大率は「王遣使詣京都・帯方郡・諸韓国、及郡使倭国、皆臨津搜露、伝達文書・賜遺之物、詣女王、不得差錯」とも記されており、外交事務上の役割も重要であった。倭国では250年前後に卑弥呼が死去し、男王が即位したが、「國中不服、更相誅殺、当時殺千余人」となり、卑弥呼の宗女壹与が女王になって安定を取り戻す。壹与は265年晋(西晋)が魏を滅ぼすと、266年に晋に遣使しており(『日本書紀』神功皇后摂政66年〔266〕条所引晋起居注)、倭国の存立には中国外交と倭王としての冊立がなお不可欠であったことを示している。

邪馬台国の所在地論争は措くとして、以上の交流史の様相を見ると、有史以来の東アジア諸国との通航とそれに北部九州が担う役割の重要性は連綿として続いてきたことがわかる。『魏志』倭人伝には、「其行来渡海詣中国、恒使一人不梳頭、不去蟻蝨・衣服垢汙、不食肉、不近婦人、如喪人、名之為持衰。若行者吉善、共顧其生口・財物、若有疾病遭暴害、便欲殺之。謂其持衰不謹」とある持衰なる航海安全祈願者の存在も知られる。では、ここまでの交流史の中に沖ノ島祭祀は登場せず、沖ノ島祭祀の第Ⅰ期が4世紀後半に始まるのは何故であろうか。近年では畿内ヤマトを中心とする前方後円墳の成立は3世紀中葉と目されており、前方後円墳体制に依拠した倭王権の初現はこの頃まで遡るものと解されているので、なおさら沖ノ島祭祀開始時期とのズレが問われねばならない。

3～5世紀は中国では秦漢から魏晋南北朝への大きな変動の時期であり、混乱期であった。この間、朝鮮半島では紀元前1世紀頃から北東アジアで台頭する高句麗の勢力が拡大し、313年には楽浪郡、次いで帯方郡を滅亡させる。帯方郡の故地を接收したのは伯濟国を中心に馬韓諸国を統合した百濟であり、辰韓諸国は新羅になり、弁韓諸国は小国分立のまま加耶諸国に推移していくが、半島南部の韓族の国々もそれぞれに国家形成を進めることになる。百濟王族は余(扶余)姓を称しており、高句麗と同じ扶余族出身と目されるが、漢城(ソウル)を首都とした百濟は高句麗の南下に対峙することが国家存立の基本課題となった。『日本書紀』神功皇后摂政46年(246+120→修正紀年366)3月乙亥朔条には364年に百濟の使者が南部加耶諸国の1つ卓淳国(昌原付近)を来訪し、倭国との通航の意志を告げたとあり、366年に倭国と百濟の関係が成立したと記されている。

この加耶地域を介した倭濟関係の成立という説明は、従前の倭国の半島諸地域との交流のあり方や当時の国際関係の流れに合致していると思われる。百濟は369・371年に高句麗と大々的に戦闘し、これを退けることができたが(『三国史記』百濟本紀近肖古王24年9月、26年条)、372年には東晋と通航し(『晋書』簡文帝紀咸安2年6月条)、中国南朝の後ろ盾を得て、対高句麗戦を遂行する方策を示している。高句麗広開土王碑文

によると、倭は広開土王即位の391年以来渡海して百済・新羅を「臣民」にしたとあるが、碑文は414年に子の長寿王が広開土王(好太王)の墓碑・顕彰碑として造立したものという史料性格に鑑みると⁸⁾、百済は対高句麗戦の実質的な武力として南の倭国との提携を求めていると目されるので、369年の戦闘の際に既に倭国の援兵が参加していた可能性もある。こうした倭済関係の成立を裏付けるのが石上神宮所蔵の泰和4年(東晋の太和4年=369)銘の七支刀であり、『日本書紀』神功皇后摂政52年(252+120→372)条によると、372年に倭国に齎されたものと解される。年次比定を含めて、銘文解釈にはなお諸説があるが⁹⁾、上下関係を含まない贈与であり、これが当時の倭済関係の実態を反映していると見ておきたい。

広開土王碑文によると、倭・百済側の戦況は芳しくなかったようである。

396年：広開土王は親征して百済を破り、58城・700村を奪取、百済王の弟と大臣10人を捕虜とし、百済を高句麗の「奴客」とする

399年：百済は再び倭と「和通」

400年：倭が加耶方面から新羅に侵攻したので、歩騎5万を遣わし、新羅を救い、「倭賊」を撃退し、さらに「任那加羅」の城を攻略、「安羅人戍兵」とも戦う

404年：倭が帯方方面に侵入したので、「倭寇」を潰敗し斬殺する

以上の過程の中では、倭国は396年の百済にとって重要な戦役に参加してないことが注意される¹⁰⁾。『日本書紀』には当時の百済王の「無礼」を叱責する記事があり(応神天皇3年〔272+120→392〕是歳条、同8年〔277+120→397〕3月条)、397年に後の腆支王(在位405～420年)が倭国に「質」(人質かつ高級外交官の意味合い)として到来して以後、関係が好転し、対高句麗戦への参加が実現するという次第であった。『日本書紀』には397年以降、縫衣工女、良馬を齎した阿直伎、西文首の祖で、『千字文』を伝えたという博士王仁の到来など(応神天皇14～16年条)、百済から様々な物・人が提供されたとあり、この先進文物の供与こそがかつ



第2図 5世紀の東アジア(森公章『東アジアの動乱と倭国』吉川弘文館、2006年、p. 53)

ての帯方郡を介した交流拠点を引き継ぐ百済に対して倭国が最も期待したものであったと考えられる。腆支王即位時には倭国から兵士100人が随行したといい(『三国史記』百済本紀腆支王即位前紀)、兵力の供給も裏付けられよう。

以上を要するに、4世紀後半は朝鮮半島情勢、倭国の交流史に画期となる時期であった。5世紀に入ると、中国南朝では宋、北朝では北魏の統治が安定し、高句麗は主に北朝、時に南朝、百済・倭は南朝に入貢し、中国王朝の権威を背景に緊張関係が続く。それ故、半島では以後は大きな戦闘はなく、小康状態が保たれるが、427年長寿王は丸都国内城から平壤に遷都し、南下の勢を示し、百済では「構怨連禍三十余載、財殫力竭、転自辱蹴」(『魏書』百済国伝)と、慢性的な戦争状態で国力が疲弊していく様子が伝えられている。倭国では中国南朝の宋に入貢した讃・珍・済・興・武の倭の五王の存在が知られ(『宋書』倭国伝)、記紀の天皇への比定はいくつかの問題もあるが、済=允恭、興=安康、武=雄略は有力説で、応神～雄略が倭の五王の比定候補になる。

倭の五王、例えば478年の武は「使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大將軍、倭王」の官爵を得ており、倭王の地位承認とともに、半島南部の軍事権委任を求めている。倭国は百済を含

む諸軍事号を要求するが、早くから南朝に入貢し、倭王よりも上位の將軍号を得ていた百済の軍事権は認められるべくもなかった。任那は金官国、加羅は北部加耶地域の大加耶のことで、高句麗の服属下にあった新羅を含めて、これらは中国と通交関係がなかったから、倭国には宋として承認可能な国々・地域の諸軍事号が与えられたのであろう。倭国の百済を含む諸軍事号の要求もあってか、腆支王死去の翌421年から始まる倭の五王の宋との通交下においては、特に毗有王(在位427～455年)、蓋鹵王(在位455～475年)代の倭済関係は良好とは言えない。百済には南下を企図する高句麗への対処も課題であり、5世紀中葉頃から高句麗からの「独立」を図る新羅、また大加耶と同盟を結び、高句麗に対峙する方策もとられた。半島ではむしろこの羅済同盟の方が実質的手段として有効であり、大加耶をめぐる倭国と百済の競合を伝える史料も存するので(『日本書紀』神功皇后摂政62年(262+120→382+60=442)条)、倭済関係は等閑にされたと考えられる。ちなみに、『三国史記』新羅本紀には5世紀末までは倭人の新羅への襲来記事が頻出し、倭国と新羅は敵対状況であったかに思われるが、遺物の面ではこの時期に倭国には意外に多くの新羅系文物が齎されていたことが判明してきており¹¹⁾、当該期の倭・新羅関係にも目配りが求められる。

3. 「海北道中」と多元的通交

以上、沖ノ島祭祀第Ⅰ期の背景となる交流史のあり方を長々と述べてきたが、第Ⅰ期の開始とその契機、畿内の大型前方後円墳の副葬品に匹敵するような卓越した枚数の鏡の奉獻などから見て、その奉祀主体は倭王権であったと解さざるを得ない。では、倭王権は沖ノ島祭祀に何を求めたのであろうか。まず沖ノ島の位置である。上述のように、北部九州を起点とする主要な通交ルートからは沖ノ島ははずれているが、『万葉集』巻7-1230番歌「ちはやぶる 金の岬を 過ぎぬとも 我は忘れじ 志賀の皇神」や『今昔物語集』巻19第29話「亀、山陰中納言の恩を報じたる語」などによると、福岡県宗像市鐘崎にある鐘の岬とその沖にある地島との間の瀬戸は航海上の難所とされ、後代に宗像郡大領

宗形朝臣深津夫妻が金埼船瀬戸を造ったことで叙位に与っており(後掲第3表)、辺津宮と中津宮の間の海域は博多湾方面への要所であった。

この点に関連して、『万葉集』巻16-3860～69番歌「筑前国志賀白水郎歌十首」左注には、「右、以神亀年中、大宰府差筑前国宗像郡之百姓宗形部津麻呂、宛対馬送粮船舵師也。于時津麻呂詣於滓屋郡志賀村白水郎荒雄之許語曰、僕有小事、若疑不許歟。荒雄答曰、走雖異郡、同船日久、志篤兄弟、在於殉死、豈復辞哉。津麻呂曰、府官差僕宛対馬送粮船舵師、容齒衰老、不堪海路、故来祇候、願垂相替矣。於是荒雄許諾、遂従彼事。自肥前国松浦県美祢良久埼発船、直射対馬渡海。登時忽天暗冥、暴風交雨、竟無順風、沈没海中焉。(下略)」とあり、後代の事例であるが、宗形朝臣氏配下の海人と目される宗形部津麻呂が郡域を越えて志賀村白水郎と同船で協業する状況にあったこと、大宰府から対馬への粮料送付に際してまず第一に徴用される程の水手として知られていたこと、そして肥前国松浦郡値嘉島的美祢良久埼を経由して対馬に至るルートでも活動していたことなどが窺われる。美祢良久埼は大宝度以降の遣唐使の南路の出発地にもなっており(『肥前国風土記』松浦郡値嘉島条)、宗像地域の海人がこれらの海域を活躍の場としていた様相が看取され、興味深い¹²⁾。

なお、『和名類聚抄』によると、宗像郡は管郷14の大郡であり、秋・山田・怡土・荒自・野坂・荒木・海部・席内・深田・蓑生・辛家・小荒・大荒・津九の各郷が存し、延喜兵部式の席打駅は席内郷、津日駅は津九郷に置かれていたと考えられる。これらのうち、怡土郷・海部郷は怡土郡海部郷の存在と合せて、怡土郡との関係や海上交通にも従事する海部とのつながりを示唆している。辛家は「韓」との関連を想起させるもので、志麻郡には韓良郷があり、韓亭(泊)が存在していた(『万葉集』巻15-3668・70)ので、あるいは宗像郡にも朝鮮半島との関係を窺わせるような地があったのかもしれない。これらは陸上、海上交通において宗像の地が占める重要性を反映するものと言えよう。

宗像三女神はまた、奥津宮の神が大国主命や伊和大神(大国主命と同神とされる)と婚姻関係にあったとする伝承が知られ(『古事記』上巻、『播磨国風土記』託賀郡黒田里条、『先代旧事本紀』地祇本紀)、出雲地域の

首長が筑紫と通交する話(『日本書紀』崇神天皇60年7月己酉条)、また実際に「向越前国筑紫柁師」が出雲を経由する例も存しており(天平6年度出雲国計会帳、『大日本古文書』1-596頁)、筑紫-出雲-越のルートが利用されていた(『古事記』上巻の大国主命の越の沼河北売との婚姻譚も参照)。こうした日本海経由で筑紫に向かう事例としては、神功皇后の「三韓征討」伝承において、皇后が角鹿笥飯宮から穴門豊浦宮(山口県下関市豊浦付近)に移動し、そこから筑紫に到来したというルートが注目される(『日本書紀』仲哀天皇2年条、8年正月壬午条)。この経路では沖ノ島を経由することは想定し難いが、意富加羅国王の子都怒我阿羅斯等は当初穴門に到来し、次いで「北海」を経由して越国笥飯浦に到着したとあり、彼には「角」があったので、これが角鹿の地名になったという由来譚は措くとして(垂仁天皇2年歳条分註)、穴門への来着は半島-対馬-沖ノ島-長門というルートの存在をも想定させるものと言えよう。欽明紀22年(561)歳条には新羅使が帰途に穴門を経由したこと、新羅の「無礼」を問責するための使者が停泊する穴門館を修治していたことが記されており、8世紀以降にも長門に直接外国人が到来する事例が知られるので(『日本後紀』弘仁5年(814)10月丙辰条、『続日本後紀』承和10(843)年12月癸亥条、『日本紀略』寛平5年(883)3月3日条など)、沖ノ島-長門のルートにも留意してみたい¹³⁾。天平10年度周防国正税帳に見える耽羅島人の上京(『大日本古文書』2-133・138頁)は、長門国に到来したものと目され、済州島→対馬→沖ノ島→長門という経路が推察できよう¹⁴⁾。

こうした沖ノ島の地政学的位置づけをふまえて、交流史の中で沖ノ島祭祀はどのように挙行され、如何なる特性があるのだろうか。また沖ノ島祭祀を担った勢力や倭王権の介在の様態は如何であったのか。

a『日本書紀』神代・瑞珠盟約段本文

(上略)所生神号曰田心姫、次湍津姫、次市杵嶋姫。凡三女矣。(中略)筑紫胸肩君等所祭神是也。

b同上第三の一書

(上略)即以日神所生三女神者、使降居于葦原中国之宇佐嶋矣。今在海北道中、号曰道主貴。此筑紫水沼

君等祭神是也。(下略)

c『日本書紀』応神天皇41年2月是月条

阿知使主等自呉至筑紫。時胸形大神有乞工女等。故以兄媛奉於胸形大神。是則今在筑紫国御使君之祖也。既而率其三婦女以至津国、及于武庫、而天皇崩之不及。即献于大鷦鷯尊。是女人等之後、今呉衣縫・蚊屋衣縫是也。

d-1『日本書紀』履中天皇5年3月戊午朔条→9月癸卯条：皇妃の死去

於筑紫所居三神見于宮中言、何奪我民矣。吾今慚汝。於是禱而不祠。

d-2『日本書紀』履中天皇5年10月甲子条

葬皇妃。既而天皇悔之不治神崇而亡皇妃、更求其咎。或者曰、車持君行於筑紫国、而悉校車持部、兼取充神者、必是罪矣。天皇則喚車持君、以推問之、事既実焉。因以数之曰、爾雖車持君、縦檢校天子之百姓、罪一也。即分寄于神祇車持部、兼奪取之、罪二也。則負惡解除・善解除、而出於長渚崎令祓禊。既而詔之曰、自今以後、不得掌筑紫之車持部。乃悉収以更分之奉於三神。

e-1『日本書紀』雄略天皇9年2月甲子朔条

遣凡河内直香賜与采女、祠胸方神。香賜与采女既至壇所〈香賜、此云舸挖夫〉、及将行事、奸其采女。天皇聞之曰、祠神祈福可不慎歟。乃遣難波日鷹吉士将誅之。時香賜即逃亡不在。天皇復遣弓削連豊穂、普求国郡県、遂於三嶋郡藍原、執而斬焉。

e-2『日本書紀』雄略天皇9年3月条

天皇欲親伐新羅、神戒天皇曰、無往也。天皇由是不果行。(下略)

f『日本書紀』雄略天皇10年9月戊子条

身狭村主青将呉所献二鵝到於筑紫。是鵝為水間君犬所嚙死〈別本云、是鵝為筑紫嶺県主泥麻呂犬所嚙死〉。由是、水間君恐怖憂愁、不能自默、献鴻十隻与養鳥人、請以贖罪。天皇許焉。

g『日本書紀』雄略天皇14年3月条(参考)

命臣連迎呉使。即安置呉人於檜隈野。因名呉原。以衣縫兄媛奉大三輪神、以弟媛為漢衣縫部也。漢織・呉織・衣縫、是飛鳥衣縫部・伊勢衣縫之先也。

h『肥前国風土記』基肄郡条

姫社郷。此郷之中有川、名曰山道川。其源出郡北山、

南流而會御井大川。昔者、此川之西、有荒神、行路之人、多被殺害、半凌半殺。于時、卜求崇由、兆云、令筑前国宗像郡人珂是古祭吾社。若合願者、不起荒心。覓珂是古、令祭神社。珂是古、即捧幡祈禱云、誠有欲吾祀者、此幡順風飛往、墮願吾之神辺。便即拳幡、順風放遣。于時、其幡飛往、墮於御原郡姫社之社。更還飛来、落此山道川辺之。因此、珂是古、自知神之在処。其夜夢見臥機〈謂久都毗枳〉・絡探〈謂多々利〉舞遊出来、壓驚珂是古。於是、亦識女神。即立社祭之。自爾已来、行路之人、不被殺害。因曰姫社、今以為郷名。

まずaによると、筑前国宗像郡の譜第郡領氏族となる宗像君(朝臣)が宗像三神の奉祀を担当したことはまちがいない。古代の風土記かどうかは疑わしいが、『防人日記』(青柳種信)所引西海道風土記に「其大海命子孫、今宗像朝臣等是也」とあるのは、『宗像記』の「又曰、天神之子有四柱。只三柱神、教弟大海命曰、汝命者、為吾等三柱御身之像」という宗像氏の伝承に依拠したものと思われ、大海命なる海人の長たるに相応しい祖先が創出されていたことが窺われる。但し、『新撰姓氏録』右京神別下(地祇)・宗形朝臣条には「大神朝臣同祖、吾田片隅命之後也」とあり、宗像氏はスサノヲの子孫たることを自認していたようである¹⁵⁾。その点からは『新撰姓氏録』卷10所引筑前国風土記逸文に「氣長足姫尊、欲伐新羅、整理軍士、発行之間、道中遁亡。占求其由、即有崇神、名曰大三輪神。所以樹此神社、遂平新羅」とある延喜式神名帳の夜須郡於保奈牟智神社に関わる伝承も興味深く、大三輪神と筑前国の関係が看取される。

ところが、bによると、筑後国三潯郡を本拠とする水沼(水間)君も宗像三神を奉祀していたとあり、宗像氏だけが独占的に関与していたのではなさそうである。とすると、その先後関係や並行性の有無は如何であろうか。宗像地域の古墳編年や水沼君が本拠とする有明海沿岸・筑後川流域の古墳のあり方を見ると¹⁶⁾、宗像地域では4世紀後半に釣川地域に東郷高塚古墳や上高宮古墳が造営されており、宗像氏につながる首長の台頭、沖ノ島祭祀担当者としての地位確立に即応していると言える。しかし、5世紀初には玄界灘沿岸西部地

域では大型前方後円墳の造営が衰退し、一方で有明海沿岸・筑後川流域には大型前方後円墳が出現するので、この時点で水沼君につながる勢力が沖ノ島祭祀に関与する機会があったのではないかと考えられる。そして、5世紀中葉になると、宗像地域でもある程度の規模の前方後円墳造営が再開され、5世紀後半～6世紀代には神湊の西南にあたる津屋崎古墳群で大規模な前方後円墳が継続的に造営されるといい、これは宗像地域以外では筑後の八女古墳群、肥後の氷川下流域のみに見える事象であって、筑紫君や肥君と並んで、宗像君が倭王権の交流史の中で大きな位置を占めることを反映するものと解せられよう。

当該期は倭の五王の時代であるが、上述のように、最後の武=雄略を除いては、五王の遣使年次と記紀の天皇の在位期間が合致しないという課題が残る。しかしながら、『日本書紀』には五王の比定候補となる歴代に宗像奉祀に関わる記事がいくつか存するので、次にそれらを検討したい。cは相似する話がgにあり、衣縫兄媛の到来時期としてはgの雄略朝の方が相応しいとする見解も呈されている¹⁷⁾。但し、cは宗像神、gは大三輪神への奉献で、対象が異なっており、いずれが原型なのか判断し兼ねるので、ここでは奉献のあり方や宗像地域と関係する要素などに注目してみたい。cの御使君は他の史料に登場せず、不詳とせねばならないが、宗像郡に所在する延喜式内社織幡神社に関連する氏族と目される。神の奉祀と機織りの関係にはいくつかの事例があり(『日本書紀』神代上・宝鏡開始段、『常陸国風土記』久慈郡太田郷条・長幡部之社など)、何よりもまた、沖ノ島祭祀第Ⅱ期の奉献品には金銅製雛形紡織関係品が存している(22号遺跡)。そして、cによると、遣使が帰朝した段階で奉献が求められていること、即ち持衰と同様に、遣外使節の無事帰還に対する報賞として衣縫工女の付託、織幡による神の奉祀が行われるという構造であったことにも留意しておきたい。

dは宗像神に車持部が賜与されていたことを示し(輿輦の供御を担当)、豊前国仲津郡丁里に車持君(『大日本古文書』1-187)、大宰府跡出土木簡に車持朝臣(34・35号)が知られるので、これらが筑紫の車持部の存在を裏付けるものと言える。dでは大三輪神などと

同様、宗像神もしかるべき奉祀を行わないと祟りを起こす神として畏怖されていたことが窺われる。e-1はe-2の新羅征討に関わる奉祀と推定され¹⁸⁾、上述のように、この頃から半島での新羅の存在が大きくなっていくことと対応している。ここでは宗像神が対外関係の方策決定に影響力を有していたことが注目されるとともに、e-1に記された祭祀方式にも留意したい。即ち、祭祀における神婚行為は『類聚三代格』巻1延暦17年10月11日官符に「禁出雲国造託神事多娶百姓女子為妾事」とあるように、通有のものであったと思われるが、e-1ではこれが非難されている。これは神婚行為の本義が忘れられた頃の価値判断を反映したものとする見解もあるが¹⁹⁾、出雲では9世紀頃まで続いていたようであり、別の理解はできないであろうか。『播磨国風土記』揖保郡佐比岡条には女神の怨怒を和鎮するために「佐比」、『古語拾遺』に描かれた御歳神の祟りを解く方法としては「作男茎形」とあり、hにも女神を奉斎するには独自の方式があったことが看取される。したがって宗像三女神の奉祀するためには、e-1のような一般的方法とは異なるしかるべき措置をとる必要があったと考えられるが、それが沖ノ島祭祀に反映されているか否かは後考に俟ちたい^{付註)}。

こうした宗像奉祀の齟齬に関連して、fには水沼君に対する譴責、贖罪としての養鳥人献上が課せられていることに着目したい。fの舞台となる「筑紫」が水沼君の本拠である有明海方面を指すのか、あるいはbの宗像奉祀に関連した北部九州方面なのかは決め手がないが、有史以来の主要なルートに鑑みて、後者の可能性が高いと見ておく。宗像地域の古墳造営状況は上述の通りであり、後述の筑紫君磐井の乱と関係では、当地にも装飾古墳である桜京古墳(宗像市牟田尻)が存する。但し、5世紀後半以降の古墳の拮抗状況から見て、宗像地域は磐井の乱の基盤となる首長連合体には属さず、対抗・牽制の役割を果たしていたと解されるという²⁰⁾。とすると、fは一旦は宗像奉祀に関与して、北部九州での対外交渉にも参画していた水沼君の勢力が当地から退潮する契機になったのではあるまいか。hは宗像地域の人が逆に有明海方面の女神を奉祀したという内容で、肥前国には宗形天神という神が存した(『日本三代実録』貞観13年(871)4月3日条)。この宗

形天神、またhの姫社神社も式内社ではなく、両者の関係などは不明である。しかしながら、「宗形」を冠する神の存在は宗像氏の勢力、沖ノ島祭祀に体现される海上交通と関連した祭祀が有明海にも及んでいたことを窺わせ、6世紀以降の展開を考える上で注目しておきたい。

478年倭王武が宋に呈した上表文には「東征毛人十五国、西服衆夷六十六国、渡平海北九十五国」とあり(『宋書』倭国伝)、倭王権は関東～九州北・中部を強力に統括していたかにイメージされる。しかし、当時の倭王権の構造的特色を探ると、438年の倭王珍の安東將軍と珍が除正を求めた配下の倭隋の平西將軍とは僅か一階の差しかなく、倭隋はまた、倭讃などと同じく「倭」姓を名乗っており、王と同族、同程度の者が王権を補佐する構造であったことがわかる。この支配者内部の拮抗性とともに、438年の13人、451年の23人への官爵除正申請は百済の事例よりも対象人数が多く、より複数の有力者が王権を支える構成になっていたと推察される。『日本書紀』によると、中央有力豪族の葛城氏、地方豪族の吉備氏や日向諸県君出身の女性が王后になっており、これら中央・地方の諸豪族が参画してこそ倭王権の存立が維持されたのである²¹⁾。

埼玉県行田市稲荷山古墳出土鉄剣銘や熊本県玉名郡和水町江田船山古墳出土大刀銘にはワカタケル大王の呼称が見え、倭王武＝雄略天皇(大泊瀬幼武尊)の頃には王権の強化が達成されたことが窺われる²²⁾。但し、鉄剣銘のヲワケコを介した武蔵地域との関係は始まったばかりであり²³⁾、上掲の上表文の表現はかなり割り引いて理解する必要があるだろう。江田船山古墳からは百済系の金銅製沓・冠が出土しており、有明海沿岸では必ずしも倭王権に依存しない独自の通交ルートが構築されていたようである。この点に関連して、1980年代にその存在が確実になった朝鮮半島西南部の全羅南道栄山江流域に点在する前方後円墳にも着目してみたい²⁴⁾。

475年、高句麗は百済の首都漢城を攻略、百済は熊津に南遷し、国土再建、また北方を高句麗に押さえられた状態で、南方、あるいは東方への発展に活路を求めざるを得なくなる。倭の五王の諸軍事号のうち、秦韓(辰韓)は不明であるが、慕韓は半島西南部の馬韓の

残存勢力の存在を示し、漢城百済の段階では完全に百済の領土にはなっていなかったと思われる²⁵⁾。当地には5世紀後半～6世紀前半の前方後円墳13基が見つかり、築造技法や埴輪などは九州中・北部の古墳に類似しているが、副葬品の多くは百済的であり、一部に大加耶系の遺物も出土しているという特色がある。その造営主体に関しては大別して在地首長説と倭人説があり、倭人説は倭からの移住者説と倭系百済官僚説に分かれる。当該地域が完全に百済の文化圏に入るのは6世紀中葉以降のことであって、問題の前方後円墳の時代はその最終的なせめぎ合いの様相を呈しているという考古学的立場からの見解も呈されている。したがって6世紀前半頃まで百済と一定の距離をおき、倭国内の諸勢力、特に九州中・北部の勢力や大加耶などと多元的な通交を行う独自の勢力が存立していたと解され、これが「慕韓」の実態であったと考えられる。高句麗広開土王が一時的に「任那加羅」=金官国を制圧した際、有史以来倭国に先進文物を供与してきた金官国の勢力は退潮し、5世紀代の倭国は、新たに鉄山が開発され、池山洞古墳群に反映される勢力台頭が見られる北部加耶地域の大加耶(高霊、伴跋)、また半島西南部の栄山江流域の勢力と通交し、鉄資源や先進文物入手のルートを開拓していくと言われているので²⁶⁾、そうした動向とも符合するものと位置づけられよう。

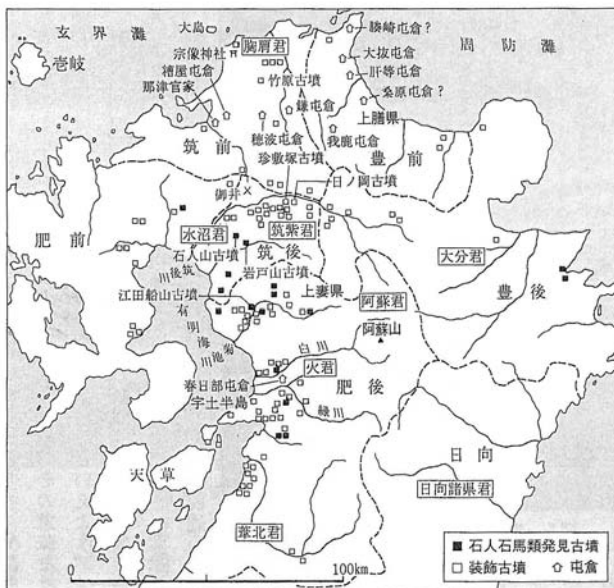
なお、倭系百済官僚とは『日本書紀』では6世紀前半の継体・欽明紀を中心に活躍する人々で、物部・科野・巨勢・紀臣・葦北君・久米・竹志など倭人の姓を持ちながら、百済の官位を有し、百済王権の対倭外交や軍事力を担う存在である²⁷⁾。熊津時代の百済に安定を齎した東城王(在位479～501年)即位時に筑紫の軍士500人が衛送したといい(雄略天皇23年4月条)、これが倭系百済官僚の1つの起源と目される。また栄山江流域が完全に百済に吸収される過程で、在地人化していた倭人が倭系百済官僚になったとする見解もある。いずれにせよ、ここには5世紀の多元的な通交関係、倭王だけでなく、葛城氏などの中央有力豪族、科野や九州、また吉備(雄略天皇7年は歳条)のような地方有力豪族が様々な形で朝鮮半島各地と交流していた様子が看取される。d-2の車持部奪取の話は倭王権の半島派兵に際して軍需物資輸送に宗像君配下の人々が徴発

されたことに対する反発を示すとする解釈も呈されているが²⁸⁾、筑紫の軍士派遣例としては、百済からの調賦が常例よりも多かったので、筑紫安致臣・馬飼臣らに船師を率いさせて高句麗を攻撃したという話も知られ(雄略天皇23年は歳条)、九州の豪族の役割は大きく、こうした多元的通交に支えられた交流史の中で、宗像君だけでなく、水沼君などが沖ノ島祭祀に介在する事態も生じたのであり、倭王権はこの段階では完全には沖ノ島祭祀の一元化、対朝鮮半島という文脈での外交権の統括は未完成であったと考えられる。

4. 「海北」から「西」へ

『日本書紀』によると、雄略の次は清寧が即位したが、子がないままに死去したので、履中と葛城氏の女性との間に生まれた市辺忍菰別(雄略即位時に殺害)の子顕宗(石櫟別)・仁賢が即位したといい、こちらも武烈で断絶の危機を迎えており、倭の五王、5世紀の王権はやはり不安定であった。こうした経緯をふまえて、507年には北近江・越を本拠とし、尾張などの豪族とも婚姻関係を有する「誉田天皇(応神)五世孫」の男迹王(継体)が即位し、仁賢の女手白香皇女と結婚する形で、倭の五王の王権を継承することになる。継体が畿内外縁に居住する王族か、地方豪族なのかはなお議論が分かれるところであるが、和歌山県橋本市隅田八幡宮所蔵癸亥年(503)人物画像鏡銘によると、継体は即位前から畿内の忍坂宮に拠点を有し、百済の武寧王(在位501～523年)とも親密な関係を形成しており、東アジア外交の推進が期待される存在であったと考えられる。その当時の朝鮮半島では、北方を高句麗に押さえられた状況で、百済・新羅は加耶諸国の争奪に国土拡大・国家発展の活路を求めていた。百済は西方から侵攻し、512～515年に己汶・帶沙を領有、新羅も同時期に始動し、524年頃に金官国を大々的に攻撃、529年には522年以来の大加耶との婚姻同盟を破棄、東方・北方から加耶諸国を侵襲し、530年頃には安羅を挟んで百済と新羅が直接対峙する状況に至る²⁹⁾。

こうした情勢の中、527～528年には筑紫・火・豊を拠点とする筑紫君磐井の乱が勃発する。倭国は近江毛野を安羅に派遣して、新羅の第一次金官国侵攻に対処



第3図 筑紫君磐井の権力基盤(『新版古代の日本』3
角川書店、1991年、p. 158)

する外交交渉を企図したが、磐井は新羅と結託して蜂起し、毛野の渡海を阻止しようとした。磐井は毛野に「今為使者、昔為吾伴摩肩触肘共器同食。安得卒爾為使俾余自伏爾前」と揚言したというから(『日本書紀』継体天皇21年6月甲午条)、磐井もかつては倭王権に上番し、近江の豪族と思しき毛野ら各地の豪族と交わり、王権への参画意識を醸成したと推定される。上述のように、倭王権は半島への派兵には九州の豪族を動員しており、今回の毛野は軍衆6万を引率したと記されているが、乱後に渡海した時に3000人の新羅兵到来を見て退却した旨が知られるので(継体天皇23年4月是月条)、毛野の随員は多くはなく、九州の豪族に衛送の役割を課すつもりであったのではあるまいか。継体の即位事情や正統性の問題に加えて、九州の豪族に対する負担、また百済重視の外交方策への不満などが乱の要因と目され、地方豪族独自の通交権を駆使して蜂起に至ったものと考えられる。ちなみに、『先代旧事本紀』巻10国造本紀・伊吉嶋造条には磐井の従者として新羅海辺人がいたことが知られ、乱の国際的広がりを示していよう。

倭王権は物部麤鹿火を派遣して磐井を斬殺して乱を平定、磐井の子筑紫君葛子は糟屋屯倉を献上して贖罪を求めたという(『日本書紀』継体天皇22年11月甲子条、12月条)。磐井の墓は福岡県八女市の岩戸山古墳と考

えられ、八女古墳群では5世紀後半の石人山古墳－岩戸山古墳－6世紀中葉～後半の鶴見山古墳という首長墓の系譜を辿ることができる。『新日本紀』巻9所引筑後国風土記逸文には岩戸山古墳後円部背後東北隅の方形区画と合致する別区の様子を描かれており、衙頭＝政所での政務として解部なる役職の存在、偷盗に対する裁判が知られ、石馬・石殿・石蔵の描写は磐井の居館と倉庫や軍事力を支える馬のあり方を示している。その他、当該地域に特有な石人・石馬や装飾古墳の分布圏、乱後の屯倉設置場所などにも磐井の勢威やその勢力範囲を読み取ることができ³⁰⁾、磐井はなお独自の地域支配を行う首長であったと思われる。この磐井の乱平定を機に、地方豪族の服属と貢納の拠点としての屯倉献上、外交権の接収などを要件として、国造制による地方統括が確立していくのである³¹⁾。

論を交流史に戻すと、倭王権は基本的には百済の加耶諸国への侵攻を支持しており、513年五経博士段楊爾、515年高安茂が百済から到来し、儒教の伝授を得ている。彼らは中国南朝系の人物と目され、倭国は478年以降中国南朝との通交を途絶しており、こうした中国文物・人材の供与は中国南朝と定期的な通交がない加耶諸国、また新羅にも期待できなかった。538年あるいは552年の仏教伝来も百済からで、仏教が倭国の文明化や国家体制の整備・強化に果たした役割は甚大であった³²⁾。その仏教伝来を行った百済の聖明王(在位523～554年)は、541年と544年に「任那復興会議」を開催、百済による安羅確保の方策を企図する。そこに反百済・親新羅の立場で、残された加耶諸国と共同歩調をとろうとするのが「任那日本府」である³³⁾。

「任那日本府」の実態については諸説が錯綜しているが、関係史料を精読すると、「日本府」が登場するのはこの6世紀代のことで、所在地は安羅、『日本書紀』に引用された「百済本記」によると「在安羅諸倭臣等」(欽明天皇15年12月条)が原史料の表記であったと見なされる。構成員は許勢(巨勢)臣・的臣などの倭国の中央豪族、吉備臣などの地方豪族が枢要者を占め、その下に河内直・阿賢移那斯・佐魯麻都など加耶系の人々(倭人との混血児を含む)が実務官として実権を握るという形である。倭王権が「日本府」に直接使者を派遣した事例はなく、「臣」の表記とは異なり、「日本府」は倭

国の指示を受けるなどの直接的なつながりはなかったのであり、その活動は百済・新羅・高句麗など朝鮮半島諸国や倭国との交渉を行い、「任那執事・国国早岐等」と称される加耶諸国の代表者と同席・協議し、加耶諸国に有利な外交的行動を選択することにあった。したがって「日本府」とは、5世紀以来の多元的通航を反映した加耶地域居住の倭人集団であって、「日本府」=「在安羅諸倭臣等」は本国である倭国の王権中枢部、あるいはそれぞれの出身豪族とも複数のつながりを有し、何よりも自らの存立・活動の場を保持するために最善の方策を模索しようとした次第である。

550年前後になると、高句麗と百済の戦闘、その間隙に乗じた新羅が百済の故地漢城を奪取し、半島西海岸への進出を果たすという大きな変動があり、北方でも百済と新羅の対立が始まる。この段階では新羅の加耶諸国侵襲も進み、安羅・「在安羅諸倭臣等」も百済と提携するしかなく、552年には大加耶を加えた4者が共同で倭国に遣使し、対高句麗・新羅戦の援兵を求めている。この時に百済が期待したのは「竹斯嶋上諸軍士」と称される九州の豪族を主体とする軍兵であり、交流史に果たす九州の豪族の役割は磐井の乱後もなお重要であった。554年、百済は倭国の援軍、火箭を駆使する竹斯物部莫奇妙委沙奇などの活躍により、一旦は新羅に勝利するが、さらなる「竹斯嶋上諸軍士」の増援を求め、その軍兵が到来しないうちに、王子余昌(威徳王、在位554または557～598年)が突出し、前線に向かった聖明王は新羅に敗死してしまう(欽明天皇15年12月条)。余昌の危地を救ったのは能射人筑紫国造であったというが、百済は大打撃を被った。大勝利した新羅は、百済の後ろ盾を失った加耶諸国攻略に邁進し、562年ついに加耶地域併呑を完成する。

こうした国際情勢の変化の中で、倭国の国内支配体制、中央集権的地方統治に大きな進展が見られることも重要である。『日本書紀』欽明紀の構成では「在安羅諸倭臣等」の消滅、加耶諸国が滅亡に向かう段階以降に、国内支配体制強化に関わる記事が現れ始め、特に吉備地域に白猪・児島屯倉を設置し(欽明天皇16・17年条)、吉備氏を完全に掣肘したことは注目される³⁴⁾。5世紀後半以降は倭王権中枢部に匹敵する前方後円墳が見られなくなる吉備地域の豪族も、吉備上道臣田狭

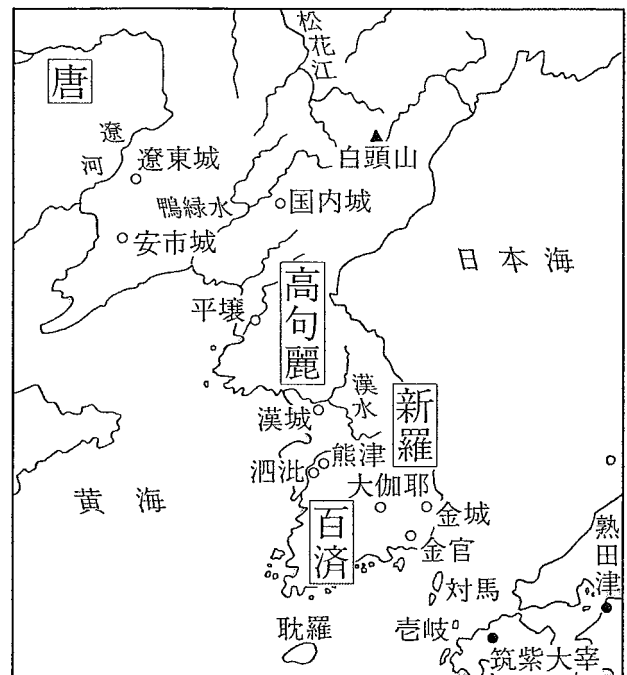
の「任那」での活動の継続(雄略天皇7年庚辰条)や「在安羅諸倭臣等」の中核にある吉備臣の活躍など、依然として半島との独自のルートを持っていたと考えられる。しかし、この時点でそのルートを喪失し、勢威を低下したのは大きな機会であり、倭王権は中国山地の鉄、瀬戸内の塩など吉備氏の勢力の源泉を押さえるとともに、田令という中央派遣の屯倉管掌者が駐留した児島屯倉を中心に、那津官家一児島屯倉一難波屯倉という形で瀬戸内海交通の大動脈を掌握することができた。那津官家は磐井の乱後に設置された筑紫・豊・肥の諸屯倉の稲穀を集中させたもので(宣化天皇元年5月辛丑朔条)、難波屯倉には倭王権の外交を担う吉士集団が配置されており³⁵⁾、軍事・外交の中心線を結ぶものとして重要な意味があったと解される。その他、高句麗使到来に伴い、越の道君の外交権を奪取する事例も知られ(欽明天皇31年条)、交流史をめぐる国際関係の変化は国内政治とも不可分のつながりを有していたことが強調されねばならない。

ちなみに、こうした倭王権による外交権の接収との関連では、宗像郡関係の氏族名として難波部が存在することが注目される(『類聚国史』巻554天長5年3月甲申条〔宗像郡大領宗形朝臣秋足の妻難波部安良売〕、『続日本後紀』承和12年9月庚午条〔宗形郡人権主工難波部主足〕)。難波部姓者は他に大宝2年筑前国嶋郡川辺里戸籍や豊前国上三毛郡塔里・仲津郡丁里戸籍などにも見えており(『大日本古文書』1-134・135、154、205頁)、北部九州に集中して存する氏であった。大宰府の権主工従八位上難波部主足は「改本姓賜美努宿祢、貫河内国若江郡」とあり、元来畿内を本貫としたとも考えられるが、大宰府品官は在地系氏族より登用されたと推測されるので、主足が宗像郡を本拠にしていたことはまちがいないと思われる。但し、主足の本貫が畿内であると認められたのは、難波部氏が元来畿内から当地に到来したものであったと解されていたためではないかと憶測され、その場合、難波に本拠を置き、外交に従事していた吉士集団、難波吉士の配下の部民がこの地に配され、何らかの拠点を有していたことを示すものではないかと考えてみたい。即ち、史料e-1に描かれた難波吉士の当地での活動は、吉士集団と宗像氏の外交を媒介とした関係を裏づける事柄であり、

また難波部氏に郡領家と婚姻関係を結ぶ者がいたことは、両勢力の拮抗を知る材料となろう。

さて、沖ノ島祭祀と関連する宗像地域の動向は如何であろうか。『日本書紀』では上掲史料以降には宗像奉祀に関わる記事は見えず、史料上の検討は難しい。ただ、上述のように、宗像氏が磐井の支持勢力には入っていなかったとすれば、筑紫君葛子の糟屋屯倉献上、それに続く那津官家設置は、宗像地域に近接する北部九州に倭王権の一大拠点が確立したことを示し、外交権の一元化とともに、磐井とも連携していたと目される筑後方面の水沼君が宗像奉祀に関与する状況を解消し、宗像君のみが沖ノ島祭祀を担当する立場を決定する上で大きな画期になったものと推定される³⁶⁾。その点に関連して、『延喜式』神名帳によると、筑前国宗像郡以外では、大和国城上郡に宗像神社、尾張国中島郡に宗形神社、伯耆国会見郡に胸形神社、備前国赤坂郡と津高郡に宗形神社があることに注目してみたい。その他、式外であるが、上述の肥前国の宗形天神、また長門国の宗形神(『日本紀略』寛平3年(871)8月28日条)の存在も知られる。これらのうち、大和・尾張のものは後述の大海人皇子(天武天皇)と胸形君德善の女尼子娘の間に生まれた高市皇子による勧請や天武殯宮で壬生事を誅した大海宿禰菟蒲(尾張国海部郡が本拠か)などとの関連を反映すると考えられる。それ以外の肥前は上述の有明海方面との関係、長門は日本海方面と瀬戸内海方面の交通の結節点に位置し、伯耆については筑紫－出雲－越の日本海交通の中継点にあたる。とすると、吉備地域の宗形神社も倭王権による瀬戸内海交通掌握と関連するもので、そこに宗像神の奉祀が行われているのは、海上交通に占める沖ノ島祭祀の位置づけの高さ、宗像君による奉祀支持の重要性を看取し得るものと解しておきたい³⁷⁾。中央集権体制確立への胎動の中で、宗像君の役割や沖ノ島祭祀の国家的位置づけも大きく進展していくものと思われる。

再び交流史を繙くと、556年に百済王子恵が帰国する際には筑紫国舟師や筑紫火君(筑紫君の兄、火中君の弟とも)が衛送したといい(欽明天皇17年正月条)、加耶諸国滅亡後も軍事面では「竹斯嶋上諸軍士」=九州の豪族への依存はなお続いていた。但し、倭王権による権力集中、地方豪族の国造への任命をふまえて、全



第4図 7世紀の東アジア(森公章『東アジアの動乱と倭国』戦争の日本史1、吉川弘文館、2006年、p.205)

国的な地方豪族動員体制に基づく国造軍の編成が展望される³⁸⁾。602年には厩戸王(聖徳太子)の弟来目皇子を撃新羅将軍に任じ、「諸神部及国造・伴造等、并軍衆二万五千人」を授けて筑紫に駐留させたといい(推古天皇10年2月己酉朔条)、これが国造軍動員に依拠した外征軍派遣の初見になる。ただ、この時には渡海には至らなかったため、倭国が実際に万人規模の軍隊を渡海させるのは7世紀後半の百済復興運動支援の時が最初である。663年白村江戦の敗戦に帰結するこの出兵では、筑紫国造と目される筑紫君薩夜麻とともに、筑紫三宅連得許という那津官家の管掌に携わる氏族、筑紫君の本拠地上妻郡の軍士大伴部博麻などが渡海したことが知られ(天智天皇10年11月癸卯条、天武天皇13年12月癸未条、持統天皇4年10月乙丑条)、国造による諸豪族引率のあり方が窺われる。上述の大海人皇子と宗像君の女性との婚姻時期は所生子高市皇子の誕生時期から考えて650年頃と推定されるが、この時点ではまだ東アジアの大変動は予測されておらず、半島派兵を想定した宗像君との関係強化の意図³⁹⁾、あるいは宗像君の派遣軍への参加の有無などは不明とせねばならない。しかしながら、589年には北朝から出た隋が南朝の陳を滅ぼして、後漢末・三国の混乱から約350

年ぶりに中国に統一王朝が出現するという大きな変動が起きる。隋(581～618年)、それに続く唐(618～907年)は東アジア前近代の国制の規範となる律令法を完成した強大な帝国で、やがて朝鮮三国の抗争にも介入してくるので、こうした国際情勢の変化に対応する上で、倭国なりの国家体制整備は不可欠の準備であったと言えよう。

なお、この点に関連して、本章の表題にも掲げたように、これ以前は倭王武の上表文などに記されている如くに朝鮮半島を「海北」と意識していたのが、以後は「西」という認識に変化することに注目したい⁴⁰⁾。「海

北」の表記は『日本書紀』の原史料の一つと目される「百済本記」にも見え、「海北弥移居」(欽明天皇15年12月条)の語が知られ、宗像三神奉祀に関わるbの「海北道中」ともども、特定の「海」の北、北部九州から見た視点を反映するものと考えられる。これは加耶諸国が滅亡する6世紀中葉頃までの認識であり、「竹斯嶋上諸軍士」を主体とする対応に規定されていた段階を示している。中国・朝鮮諸国を「西」とする意識は607年の遣隋使の際に「聞海西菩薩天子重興佛法」、「我聞、海西有大隋礼儀之国」(『隋書』倭国伝)とあるのくらいが確実な初見となる。「西」の起点は畿内のヤマトであり、ここに

第1表 朝鮮三国との通交・略年表

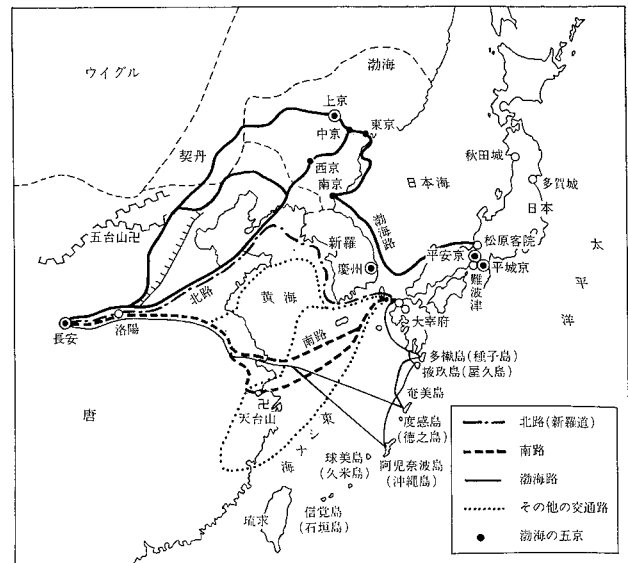
584年	百済から帰朝した鹿深臣が弥勒石像1軀、佐伯連が仏像1軀を将来。
587年	百済調使に対して、大臣蘇我馬子が善信尼らの渡航、戒法学習を依頼。
588年	百済使が来朝し、仏舍利、僧、技術者を献上。善信尼らの百済行きが実現。
595年	高麗僧慧慈来朝。百済僧慧聡来朝。慧慈とともに「三宝之棟梁」となる。
597年	百済王子阿佐が朝貢。吉士磐金を新羅に派遣。
598年	難波吉士磐金が帰朝し鵲2隻を献上。新羅が孔雀1隻を貢上。
599年	百済が駱駝1匹・驢1匹・羊2頭・白雉1隻を貢上。
602年	百済僧観勒が来朝。暦本・天文地理・遁甲方術之書を献上。高句麗僧僧隆・雲聡が来朝。
605年	高句麗王が飛鳥寺丈六仏に黄金300両を献上。
608年	遣隋使小野妹子らが百済を経由して帰朝。
610年	高句麗僧曇徴・法定が来朝。曇徴は彩色・紙墨・碾磑の製法を伝える。
612年	百済より路子工(芝耆摩呂)が化来し、須弥山形・呉橋を作る。伎楽に通じた味摩之も来る。
615年	遣隋使犬上御田歙らが百済の送使とともに帰朝。高句麗僧慧慈が帰国。
616年	新羅使が仏像を貢上。
621年	新羅使が朝貢し、上表文を捧呈。
622年	新羅使・「任那」使が来朝し、仏像・金塔・舍利・大灌頂幡・小幡を貢上。遣隋留学生らの帰朝を送る。
625年	高句麗僧恵灌が来朝。僧正に任ず。
630年	高麗使、百済使が来朝。
632年	遣唐使犬上御田歙らが新羅の送使とともに帰朝。唐使高表仁も同行。遣隋留学僧靈雲・僧旻らも帰朝。
635年	百済使が朝貢。
638年	百済、新羅・「任那」が朝貢。
639年	遣隋留学僧恵穩・恵雲が新羅送使とともに帰朝。
640年	遣隋留学僧清安・学生高向漢人玄理らが新羅を経由して帰朝。百済・新羅の送使が来朝し、朝貢。

は倭王権による中央集権的全国支配確立の画期が反映されており、6世紀後半に進展する全国的な国造軍動員体制の成立も与っていると思われる。

『日本書紀』ではまた、新羅も古くから「西蕃」と表記されているが、新羅との関係構築が大きな課題となるのも、やはり新羅が加耶諸国を併呑し、半島に領土を拡大していく6世紀後半以降であろう。沖ノ島祭祀第Ⅱ期の奉獻品には新羅製と思しき品々が存在しており、上述の5世紀後半以来の動向とともに、加耶諸国滅亡後の交流史にも留意したい。領土拡大を得た新羅は百済・高句麗との戦闘が課題になり、倭国にも遣使して、百済・高句麗側につかないように工作する必要があった。そこで創出されたのが「任那調」の貢上であり、新羅使とは別に新羅人を「任那」使に仕立て、「任那調」を齎すことで、倭国に「任那復興」の名目達成を供与するのである⁴¹⁾。百済は新羅への侵攻→旧加耶地域の奪回＝「任那復興」が国是であったが、必ずしも加耶諸国の滅亡を望んでいなかった倭国は、新羅との交渉→「任那」使の来朝と「任那調」の獲得＝「任那復興」という観念的対応を受容したので、両国の国際戦略は分断されることになった⁴²⁾。倭国は朝鮮三国の勢力均衡の下、三国から仏教関係を始めとする文物・人の到来を得て、飛鳥文化の開花に進んでいくのであるが、第1表の如き文化交流の足跡が沖ノ島祭祀の奉獻品や神祇祭祀方式の変化などにどのような影響を及ぼしたのかについては、今後の検討課題としたい。

5. 遣唐使の時代と祭祀

ここでは沖ノ島祭祀第Ⅲ・Ⅳ期に相当する遣唐使による交流の様相を検討する。遣唐使派遣の状況は第2表の通りであるが、次数についてはいくつかの見解があるので、次数呼称の齟齬を避けるために、私案7次を大宝度の如くに称し、12・13次は宝字度①・②、14・15次は宝亀度①・②と区別する。村上天皇皇子具平親王の『弘決外典鈔』巻1には「天平勝宝二年遣唐記」が引用されており、これは天平勝宝2年(750)任命で、実際には勝宝4年に渡海した勝宝度遣唐使が呈した入唐記録を指しているの、遣唐使は任命時点を起算するものであったことがわかる。したがって養老の遣唐使



第5図 8、9世紀の東アジアと遣唐使の航路(佐藤信編『律令国家と天平文化』日本の時代史4、吉川弘文館、2002年、p.59)

と称されることが多い私案8次は霊亀度と称すべきものである。また遣唐使の時期区分に関しては、航路が北路から南路に転換する時期に着目して、大宝度以前を前期遣唐使、以後を後期遣唐使と二分するか、あるいは9世紀のものを別途区分して、前・中・後期の三区分とするかであるが⁴³⁾、いずれにしても大宝度は大きな画期で、ここでは二区分説をとっておきたい。

これらのうち、7世紀代の前期遣唐使の時期については、630年の通交開始当初から、唐・太宗の歳貢免除＝冊封を前提とした毎年の朝貢免除や来倭した唐使高表仁が「与王子(『新唐書』などは「王」)争礼、不宣朝命而還」という紛擾があり(『旧唐書』倭国伝)、隋代から既に冊封を受けない姿勢を示していた倭国とは認識の相違が存した。唐は641年までは北方・西方の経略に多忙で、倭国の反応は大きな問題ならなかったようであるが、642年百済では義慈王、高句麗では泉蓋蘇文による専制体制が成立し、新羅への侵攻が激化すると、新羅の救援要請を受けた唐が半島情勢に直接介入する展開になり、以後、660年百済滅亡、663年白村江戦と百済復興運動の壊滅、668年高句麗滅亡と推移し、さらに新羅が唐と戦争を始め、676年には新羅による半島統一＝統一新羅の成立に帰着、東アジアの国際地図は大きく塗り替えられる。

この間、倭国では645年に乙巳の変が起き、6世紀

58	33	24	18	7	19	16	15	4	6	5	1	23	
18	20	8 9 4 (寛平6)任命	菅原道真(大使) 紀長全雄(副使)	南路	4								
17	19	8 8 8 (承和5)6月再々 8 8 7 (承和4)7月再 8 3 6 (承和3)7月	藤原常嗣(大使) 小野篁(副使)	南路	4	12月 8月 ○	藤原常嗣(大使) 小野篁(副使)	南路	4	12月 8月 ○	藤原常嗣(大使) 小野篁(副使)	南路	4
16	18	8 0 4 (延暦22)7月再 8 0 3 (延暦23)7月再	藤原葛野麻呂(大使) 石川道益(副使)	南路	4	12月 8月 ○	藤原葛野麻呂(大使) 石川道益(副使)	南路	4	12月 8月 ○	藤原葛野麻呂(大使) 石川道益(副使)	南路	4
15	17	7 7 9 (宝龜10)	布勢清直(大使)	南路	2	7月 8月 ○	布勢清直(大使)	南路	2	7月 8月 ○	布勢清直(大使)	南路	2
14	16	7 7 7 (宝龜8)6月	佐伯毛人(大使) 大伴益立(副使) 藤原藤取(副使) 小野石根(副使) 大神末足(副使)	南路	4	7月 8月 ○	佐伯毛人(大使) 大伴益立(副使) 藤原藤取(副使) 小野石根(副使) 大神末足(副使)	南路	4	7月 8月 ○	佐伯毛人(大使) 大伴益立(副使) 藤原藤取(副使) 小野石根(副使) 大神末足(副使)	南路	4
13	15	7 6 2 (天平字5)6月 再續任命	中臣藤王(大使) 高麗山(副使)		2		中臣藤王(大使) 高麗山(副使)		2		中臣藤王(大使) 高麗山(副使)		2
12	14	7 6 1 (天平字5)5月 任命	仲左衛門(大使) 石上宅嗣(副使) 藤原田麻呂(副使)		4		仲左衛門(大使) 石上宅嗣(副使) 藤原田麻呂(副使)		4		仲左衛門(大使) 石上宅嗣(副使) 藤原田麻呂(副使)		4
11	13	7 5 9 (天平字3)	高元度(大使) 内蔵全成(副使)	渤海路	1		高元度(大使) 内蔵全成(副使)	渤海路	1		高元度(大使) 内蔵全成(副使)	渤海路	1
10	12	7 5 2 (天平字4)	藤原清河(大使) 大伴古麻呂(副使) 吉備真備(副使)	南路	4	12月 7月 ○	藤原清河(大使) 大伴古麻呂(副使) 吉備真備(副使)	南路	4	12月 7月 ○	藤原清河(大使) 大伴古麻呂(副使) 吉備真備(副使)	南路	4
9	11	7 4 6 (天平18)任命	石上麻呂(大使)				石上麻呂(大使)				石上麻呂(大使)		
8	10	7 3 3 (天平5)	多治比成(大使) 中臣名代(副使)	南路?	4	7月 3月 ○	多治比成(大使) 中臣名代(副使)	南路?	4	7月 3月 ○	多治比成(大使) 中臣名代(副使)	南路?	4
7	9	7 1 7 (養老元)	多治比成(大使) 大伴山守(大使) 藤原馬養(副使)	南路?	4	7月 1月 ○	多治比成(大使) 大伴山守(大使) 藤原馬養(副使)	南路?	4	7月 1月 ○	多治比成(大使) 大伴山守(大使) 藤原馬養(副使)	南路?	4
6	8	7 0 2 (大宰2)6月	栗田真人(親使) 高橋玄間(大使) 坂合部大分(副使) 巨勢島治(大使) 山上憶良(少輔)	南路		7月 10月 ○	栗田真人(親使) 高橋玄間(大使) 坂合部大分(副使) 巨勢島治(大使) 山上憶良(少輔)	南路		7月 10月 ○	栗田真人(親使) 高橋玄間(大使) 坂合部大分(副使) 巨勢島治(大使) 山上憶良(少輔)	南路	
5	7	6 6 9 (天智天皇8)	河内麻呂	北路			河内麻呂	北路			河内麻呂	北路	
4	6	6 6 7 (天智天皇6)	伊吉博德(送唐客使) 笠置石(送唐客使)	北路			伊吉博德(送唐客使) 笠置石(送唐客使)	北路			伊吉博德(送唐客使) 笠置石(送唐客使)	北路	
3	5	6 6 5 (天智天皇4)	守太石(送唐客使) 吉士岐麻呂(送唐客使) 吉士計間(送唐客使)	北路			守太石(送唐客使) 吉士岐麻呂(送唐客使) 吉士計間(送唐客使)	北路			守太石(送唐客使) 吉士岐麻呂(送唐客使) 吉士計間(送唐客使)	北路	
2	4	6 5 9 (天智天皇5)8月	坂合部石布(大使) 守太石(副使) 伊吉博德	北路	2	6月 5月 ○	坂合部石布(大使) 守太石(副使) 伊吉博德	北路	2	6月 5月 ○	坂合部石布(大使) 守太石(副使) 伊吉博德	北路	2
1	3	6 5 4 (白雉5)	高向玄理(押使) 河内麻呂(大使) 藤原葛野(副使)	北路	2		高向玄理(押使) 河内麻呂(大使) 藤原葛野(副使)	北路	2		高向玄理(押使) 河内麻呂(大使) 藤原葛野(副使)	北路	2
	2	6 5 3 (白雉4)	高田根麻呂(大使) 守太石(副使)	北路?	1		高田根麻呂(大使) 守太石(副使)	北路?	1		高田根麻呂(大使) 守太石(副使)	北路?	1
	1	6 3 0 (舒明天皇2)	本上御田麻呂 藤原葛野(副使)	北路?			本上御田麻呂 藤原葛野(副使)	北路?			本上御田麻呂 藤原葛野(副使)	北路?	

「入唐年月」欄の印は正月に在唐したことを示す。中経で確認できない箇所は空欄のまま。
「出発」「帰国」欄に入れた月日は、中経で確認できる九州での発着日。欄外上部の数字は遣唐使開成年数を示す。

第2表 遣唐使の一覧(森公章『遣唐使と古代日本の対外政策』吉川弘文館、2008年、pp. 4-6)

後半以来国政の中心にあった蘇我本宗家を討滅、大王家を中心とする権力掌握への転換が模索されるが、645年は唐・太宗の高句麗征討が始まる年で、倭国も東アジア情勢の変動に対応せねばならなかったことを示唆している。倭国はまた、653・654年と、約四半世紀ぶりに唐に連年の遣使を行う。但し、新羅側に立った唐の救援要請(『新唐書』日本伝)に倭国が対応した様子は看取できず、次の659年の遣唐使は、翌年の唐・新羅による百濟討滅の機密が漏洩するのを防止するため、長安に抑留されており、倭国は当時の唐を中心とする国際秩序構築の流れを十分に理解していたとは考え難い。その後、白村江戦での唐との戦争を経て、倭国は669年に唐の高句麗平定を祝賀する遣唐使を派遣しており(『新唐書』日本伝)、唐との関係修復、また当時風聞のあった倭国征伐(『日本書紀』持統天皇4年10月乙丑条、『三国史記』新羅本紀文武王11年条)を回避する意図があったのかもしれないが、半島では新羅と唐の戦争が始まり、倭国はその行方を観察し、旧百濟領駐

留の唐軍からの救援要請に応じず、新羅による半島統一の方向を黙認したようであるから、唐との関係修復は果たすことができなかったと思われる。

以上を要するに、前期遣唐使は7世紀の東アジアの動乱の中で唐との安定した関係を構築し得なかったのである⁴⁴⁾。670年の入唐後、倭国は約30年間唐に遣使せず、この間外務に煩わされることなく、律令国家建設に邁進することができたが、唐文化を安定的に移入する遣唐使事業の確立は、大宝度遣唐使による20年1貢の約束⁴⁵⁾や倭国から日本への国号変更承認などを経た後期遣唐使の段階を待たねばならなかった。この間の交流史としては、白村江戦後、668年以降には毎年のように新羅使が筑紫に到来し、倭国・日本側も時に遣新羅使を派遣するという形で、新羅を通じた国際情報や先進文物の入手が重要であった点にも留意しておきたい⁴⁶⁾。新羅は唐との戦争遂行もあって、倭国・日本に朝貢姿勢で通交しており、珍しい鳥獣類や金・銀、高級織物などを貢上した(『日本書紀』文武天皇8年10

第3表 宗像朝臣氏の動向

文武2年3月己巳条	詔、筑前国宗形、出雲国意宇二郡司、並聴連任三等已上親。
和銅2年5月庚申条	筑前国宗形郡大領外従五位下宗形朝臣等杼授外従五位上。
天平元年4月乙丑条	筑前国宗形郡大領外従七位上宗形朝臣鳥麻呂奏可供奉神齋之状、授外従五位下、賜物有数。
天平10年2月丁巳条	筑紫宗形神主外従五位下宗形朝臣鳥麻呂授外従五位上。出雲国造正六位上出雲臣広島外従五位下。
天平17年6月庚子条	筑前国宗形郡大領外従八位上宗形朝臣与呂志授外従五位下
神護景雲元年8月辛巳条	筑前国宗形郡大領外従六位下宗形朝臣深津授外従五位下。其妻無位竹生王従五位下。並以被僧寿応誘、造金埼船瀬也。
宝龜9年4月庚寅条 (以上、出典はいずれも『続日本紀』)	授筑前国宗形郡大領外従八位上宗形朝臣大徳外従五位下。
延暦19年12月4日官符 (『類聚三代格』卷7)	応停筑前国宗像郡大領兼帶宗像神主事。 右得大宰府解僞、当郡大領補任之日、例兼神主即叙五位。而今准去延暦十七年三月十六日勅、譜第之選永従停廢、擢用才能、具有条目。大領兼神主外従五位下宗像朝臣池作十七年二月廿四日卒去。自爾以来頻闕供祭、歴試才能、未得其人。又案神祇官去延暦七〔十七カ〕年二月廿二日符僞、自今以後簡択彼氏之中潔清廉貞、堪祭事者、補任神主、限以六年相替者。然則神主之任既有其限、仮使有才堪理郡兼帶神主、居終身之職、兼六年之任、事不穩便。謹請官裁者。右大臣宣僞、奉 勅、郡司・神主職掌各別、莫令郡司兼帶神主。

月甲子条、同10年10月乙酉条、同14年5月辛未条、朱鳥元年4月戊子条、持統天皇2年2月辛卯条、同3年4月卯壬寅条、『続日本紀』文武天皇4年10月癸亥条、養老3年閏7月癸亥条、天平4年5月庚申条など。『日本書紀』神代上・神功紀は新羅を「財宝国」、「金銀之国」とするが、新羅を服属国・蕃国と位置づける対外観ともども、こうした観念は当該期の新羅との通交実態に由来するものと目される。そして、沖ノ島祭祀第三期の奉獻品との関係で言えば、唐三彩長頸壺や金銅製龍頭などは新羅産品(中継貿易による将来も含む)の可能性もあることが指摘されており⁴⁷⁾、当該期の交流史全体の流れからはそうした視点でさらに産地同定を試みることが課題となろう。

では、遣唐使の時代には交流史の中で沖ノ島祭祀はどのような位置づけにあったのであろうか。後期遣唐使による遣唐使事業が安定する8世紀以降、遣唐使をめぐる様々な史料が増加するが、沖ノ島祭祀を現地で担う宗像君(→朝臣)は筑前国宗像郡の譜第郡領氏族として存続し、8世紀代には郡の長官である大領と神主を兼帯して神斎に供奉していたことはわかるものの(第3表)、祭祀の様態や交流史との連関を教えてくれる材料は乏しい。以下、遣唐使を中心に遣外使節が挙行する祭祀のあり方を検討し、沖ノ島祭祀の位置づけを考える手がかりを探究することにした。

i-1 『続日本紀』養老元年2月壬申朔条

遣唐使祠神祇於盖山之南。

i-2 『万葉集』巻19—4240番歌(天平勝宝4年)

春日祭神之日藤原太后御作歌一首。即賜入唐大使藤原朝臣清河〈参議従四位下遣唐使〉。

大船に ま梶しじ貫き この我子を 唐国に遣る
斎へ神たち

i-3 『続日本紀』宝龜8年2月戊子条

遣唐使拜天神地祇於春日山下。去年風波不調、不得渡海。使人亦復頻以相替。至是副使小野朝臣石根重修祭祀也。

i-4 『続日本後紀』承和3年2月庚午朔条

廢務。為遣唐使祠天神地祇於北野也。

i-5 『続日本後紀』承和4年2月甲午朔条

遣唐使祠天神地祇於当国愛宕郡家門前。諸司為之廢

務。

i-6 『延喜式』巻3臨時祭

遣蕃国使時祭〈使還之日准此〉。五色薄縹各三疋四丈八尺、縹四疋、倭文二端、木綿十五斤、麻十五斤、布十六端、明衣料庸布六段、鰻・堅魚各十連、鮭廿隻、腊十籠、海藻二籠、鮓二斗四升二合、塩二升四合二勺、缶四口、瓶五口、坏二百口、櫛二俵、白米二斗、飯二石、酒一石〈副案・壺蓋・瓠飾等〉、葉薦廿枚。右、擬發使者、惣祭天神地祇於郊野。祭庭当国司掃脩其地。又所司葺苫并設座。所須雜物、神祇官申官請。其酒肴等、所司各儲会集祭所。神祇官率神部等〈並著明衣〉行祭事。大使自陳祝詞、神部奠幣。訖大使已下各供私幣〈神部執奠神座〉。

j-1 『延喜式』巻3臨時祭

開遣唐使船居祭〈住吉社〉。幣料絹四丈、五色薄縹各四尺、糸四絢、綿四屯、木綿八兩、麻一斤四兩。右、神祇官差使、向社祭之。

j-2 『続日本紀』慶雲元年7月甲辰条(参考)

奉幣帛于住吉社。

j-3 『日本後紀』大同元年四月丁巳条(参考)

撰津国住吉郡住吉大神奉授従一位。以遣唐使祈也。

j-4 『続日本後紀』承和6年8月己巳条(参考)

(上略：承和度遣唐使の帰朝)是日、令十五大寺読經祈願、以船到着為修法之終。遣神祇少副従五位下大中臣朝臣磯守・少祐正七位上大中臣朝臣稗守、奉幣帛於撰津国住吉神・越前国氣比神。並祈船舶帰着。

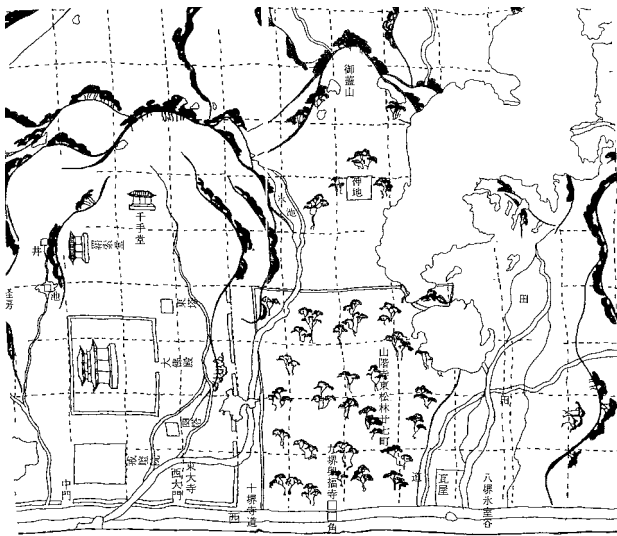
j-5 『日本三代実録』貞観3年2月7日条…真如の入唐求法

遣唐使者向撰津国住吉神社奉神宝。

k 『住吉大社神代記』

筑前国那珂郡住吉荒魂社〈三前〉。右社者、擊熊襲二国・新羅国時、遣唐使将御社祭、大宰府例供也。并能護嶋為御厨所領、従長門国西方九国内別小嶋皆所領御厨已了。

後期遣唐使は「四つの船」と謳われるように(『万葉集』巻19—4264・65番歌など)、船4隻、1隻に120～150人の乗員で、計500～600人が渡海した。乗組員の構成を『延喜式』巻30大蔵省の「入蕃諸使」の規定によって区分して示すと、①官人(大使、副使、判官、録事、



第6図 春日の「神地」(金田章裕他編『日本古代荘園図』
東京大学出版会、1996年、pp. 558-559)

史生)、雑任(雑使、僱人)、通訳(訳語、新羅奄美等訳語)、②船員(知乗船事、船師、舵師、挾杓、水手長、水手)、③技手(主神、卜部、医師、陰陽師、画師、射手、音声長、音声生、船匠)、技術研修者(玉生、鍛生、鑄生、細工生)、④留学者(留学生、学問僧、僱徒、還学僧、請益生)となる(括弧内が式文の用語)。これらの中では祭祀関係者として主神が含まれていることが注目される。主神にはj-1の住吉社での遣唐使船進水式とも関係する津守氏(摂津国住吉郡の譜第郡領氏族でもある)の人々が登用されたようであり、『津守家譜』、『住吉大社神代記』などでは遣唐(使)神主とも称され、霊亀度の津守宿禰池吉、天平度の客人、宝亀度の国麻呂などが知られており、池吉の二男男足は渤海使の神主として奉仕することもあったようである。住吉社は海神である住吉三神、神功皇后の「三韓征討」を先導・随行したという表筒男・中筒男・底筒男神を奉祀したもので、『住吉大社神代記』には「住吉大神船辺坐奉弓、辛国仁渡坐弓方定進退鎮給弓」(船木等本記)とあるので、5世紀以来倭王権の外港であった住吉津を管理する豪族の職務との関係で、正しく船の守り神、航海神として渡海する意味があったのであろう⁴⁸⁾。

さて、iの諸例によると、遣唐使官人は都城近郊で天神・地祇を奉斎した上で出発した。『古今和歌集』巻9 羈旅歌第406番「唐土にて月を見てよみける安倍仲麿」は「あまの原 ふりさけみれば 春日なる みかさ

の山に いでし月かも」という著名な歌で、『百人一首』にもとられている。霊亀度の留学生として渡海し、唐に留まって玄宗に仕えてついに帰朝しなかった阿倍仲麻呂にとって、i-1の際の映像が故国の記憶としていかに鮮明であったかが察せられる。ちなみに、8世紀中葉の「東大寺山堺四至図」によると、御蓋山の麓の春日の地は「神地」と記されており、社殿はなく、露天で祭祀を挙行したのではないと思われる。i-6の幣料には土器も見え⁴⁹⁾、沖ノ島祭祀第Ⅲ・Ⅳ期の奉献品には土器が登場するのが特色とされている点と通有しており、律令祭祀の形態を知る上で参考になる。

都城を出発した遣唐使は住吉津での進水式を終えた船が廻送されている難波津から進発することになる。天平8年遣新羅使の航路(『万葉集』巻15—3578~3722)によると、三津埼(難波)－敏馬－野島埼(淡路島)－藤江浦(明石浦)－印南野－家島－玉浦－神島－長井浦(備後国御調郡)－風速浦－長門島(安芸国)－麻里布浦(周防国玖珂郡)－大島鳴門－熊毛浦－《佐婆海中で漂流し、豊前国下毛郡分間浦に到着》－筑紫館－韓亭(筑前国志麻郡)－引津亭－肥前国松浦郡粕島－壱岐島－対馬島浅茅浦－竹敷浦というルートで新羅に渡海しており、北路(新羅道)をとった前期遣唐使も同様の経路であったと思われる。南路(太洋路)をとる後期遣唐使の場合は、上述の肥前国松浦郡値嘉島美祢良久埼から一気に東シナ海を横断することになる。天平8年遣新羅使は周防から漂流して豊前を経由するルートをとっているが、通常は長門国豊浦郡から門司関を越えて北部九州に入るルートとなるのであり、宗像神辺津宮が鎮座する宗像神社付近の鐘崎から志賀浦を経て、筑紫鴻臚館に到着したのであろう。

そこで、kによると、筑前国那珂郡、即ち博多津に奉斎されていた住吉神社(『延喜式』神名帳にも掲載)で奉祀を行うといい、その幣物は太宰府が準備することになっていたようである。上述のように、住吉神は航海神として大きな役割を果たしており、渡海の安全を祈願することが求められた。また7世紀末から新羅が唐との関係を修復していくと、新羅は日本に対する朝貢姿勢から対等の関係による通交を企図し、亢礼姿勢に転じるが、日本はあくまで朝貢国として貢調維持を要求したので、8世紀前半～中葉には外交形式をめぐ

るいくつかの紛擾が起きている。中でも737年には新羅の無礼問責が官人に諮問されており、『続日本紀』天平9年4月乙巳朔条には「遣使於伊勢神宮、大神社、筑紫住吉・八幡二社及香椎宮、奉幣以告新羅无礼之状」という事態になったが、その後の疫病流行(その根源も新羅に求められている)によりこの時は沙汰止みで収束した。ここに筑紫の住吉社が登場するのは、神功皇后を奉斎する宇佐八幡宮・香椎宮(香椎廟とも称される)ともども、「三韓征討」伝承との関係を反映しており、住吉神の位置づけを窺わせるものと言える。

では、宗像神への奉祀は如何であろうか。「想像をたくましくしますと、大陸へ向かう外交使節や遠征軍の船はこの島の沖合に停泊して、将軍とか大使とかの代表者と神職を含むわずかの人が小舟を下して島に上陸する。そして巨岩の一つを磐座として祭壇を築き、そこに真夜中に宗像の女神を降臨させて秘密の祭儀を営んだのではないか。その間は親船で待つ人々もお籠りのようにして眠らずに待っていたのではないだろうか。こんな光景を想像しているのですが、どんなものでしょうか」という見解も示されているが⁵⁰⁾、どうであろうか。『万葉集』巻4-567番歌「周防なる 磐国山を 越えむ日は 手向よくせよ 荒しその道」、巻7-1232番歌「大きな海は 波は恐し 然れども 神を祈りて 船出せばいかに」などによると、確かに交通路上の神を奉祀しながら、無事の通過を祈ることはあり、瀬戸内海交通においてもその名の如くに島神として崇拝された神島(岡山県笠岡市の神島か。潮流の速い海の難所に所在)、沖ノ島祭祀第Ⅳ期の奉獻品と同様の品々が検出された大飛島(岡山県笠岡市。塩飽諸島の一つで、瀬戸内海のほぼ中央に位置)の遺跡などで祭祀が挙行されたことが知られる⁵¹⁾。但し、「はじめに」でも触れたように、沖ノ島は北部九州沿岸部に所在する辺津宮から海上60kmの距離にあり、いくら外洋航海が可能とはいえ、渡海前に漂没することもある遣唐使船が主要ルートが大きく変更して、沖ノ島付近に赴くことが可能か否か、i-6では確かに大使が奉斎の中心になっているものの、沖ノ島祭祀も同様に考えてよいかどうか、そもそも宗像奉祀に関わる記事が殆どないことをどのように理解すべきか等々、疑問が残るところもある。

- 1-1 『続日本紀』文武天皇2年正月戊寅条
供新羅貢物于諸社。
- 1-2 『続日本紀』文武天皇2年正月庚辰条
遣直広参土師宿禰馬手献新羅貢物于大内山陵。
- 1-3 『続日本紀』慶雲元年11月庚寅条
遣従五位上忌部宿禰子首、供幣帛、鳳凰鏡、窠子錦于伊勢大神宮。
- 1-4 『続日本紀』慶雲3年閏正月戊午条
奉新羅調於伊勢太神宮及七道諸社。
- 1-5 『続日本紀』天平2年9月丙子条
遣使以渤海郡信物、令献山陵六所、并祭故太政大臣藤原朝臣墓。
- 1-6 『続日本紀』天平2年10月庚戌条
遣使奉渤海信物於諸国名神社。
- 1-7 『続日本紀』天平勝宝4年閏3月乙亥条
遣使於大内・山科・恵我・直山等陵、以告新羅王子来朝之状。
- 1-8 『続日本紀』天平勝宝6年3月丙午条
遣使奉唐国信物於山科陵。
- 1-9 『日本後紀』延暦24年7月甲午条
献唐国物于山科・後田原・崇道天皇三陵。
- 1-10 『日本紀略』大同2年正月辛丑条
遣使奉大唐綵幣於香椎宮。
- 1-11 『日本紀略』大同2年正月丙午条
献唐国信物於諸山陵。
- 1-12 『日本紀略』大同2年8月癸亥条
遣使奉神宝并唐国信物於伊勢大神宮。
- 1-13 『続日本後紀』承和6年10月辛酉条
奉唐物於伊勢大神宮。
- 1-14 『続日本後紀』承和6年12月辛酉条
天皇御建礼門、分遣使者、奉唐物於後田原・八嶋・楊梅・柏原等山陵。
- 1-15 『続日本後紀』承和6年12月庚午条
天皇御建礼門、奉唐物於長岡山陵。為漏先日之頒幣也。
- m 『続日本紀』天平12年11月戊子条(参考)
(上略)広嗣之船従知駕島発得東風往四ヶ日、行見島。船上人云、是耽羅島也。于時東風猶扇、船留海中不肯進行、漂蕩已經一日一夜。而西風卒起、更吹還船。

於是、広嗣自捧駅鈴一口云、我是大忠臣也。神靈弃我哉。乞頼神力。風波暫靜、以鈴投海。然猶風波弥甚。遂着等保知駕島色都島矣。(下略)

n-1 『扶桑略記』延暦22年閏10月23日条

最澄和上、於大宰府竈門山寺、為渡海四船平達、敬造檀葉師仏四軀、高六尺余。其名号无勝浄土善名称吉祥王如来。

n-2 『続日本後紀』承和4年12月庚子条

大宰府言、管豊前国田河郡香春岑神、辛国息長大姫大日命・忍骨命・豊比咩命、惣是三社。元来是石山、而上木惣無。至延暦年中、遣唐請益僧最澄躬到此山祈云、願縁神力、平得渡海。即於山下、為神造寺説經。尔来草木蓊鬱、神驗如在。每有水旱疾疫之災、郡司百姓就之祈祷、必蒙感應、年登人寿、異於他郡。望預官社、以表崇祠。許之。

o-1 『続日本後紀』承和3年2月丙子条

遣唐使奉幣帛賀茂大神社。

o-2 『続日本後紀』承和3年4月甲午条→5月丁未条

頒奉幣帛五畿内七道名神。為有遣唐使事也。

o-3 『続日本後紀』承和3年5月庚申条

為遣唐使奉山階・田原・柏原・神功皇后等陵幣帛曰、(下略)

o-4 『続日本後紀』承和5年3月甲申条

勅曰、遣唐使頻年却廻、未遂過海。夫冥靈之道、至信乃応、神明之徳、修善必祐。宜令大宰府監已上、毎国一人率国司・講師、不論当国・他国、折年廿五以上精進持經心行無変者、度之九人。香襲宮二人、大臣一人、八幡大菩薩宮二人、宗像神社二人、阿蘇神社二人、於国分寺及神宮寺安置供養、使等往還之間、専心行道、令得穩平云々。

o-5 『続日本後紀』承和5年4月壬辰条→5月乙未条

漂廻により大般若經転読を追加
勅、自遣唐使進発之日、至帰朝之日、令五畿内七道諸国、説海龍王經。

o-6 『続日本後紀』承和7年4月丙申条

奉授肥後国従四位下勲五等健甕龍神従四位上、余如故。筑前国従五位下竈門神、筑後国従五位下高良玉垂神並従五位上。又勲八等宗像神従五位下、余如故。

o-7 『類聚国史』卷187延暦13年3月戊寅条(参考)

遣少僧都伝灯大法師位等定等於豊前国八幡・筑前国

宗形・肥後国阿蘇三神社説經、為三神度七人。

iの諸例では遣唐使が都城近郊で天神・地祇を奉斎し、遣使の使命完遂・無事の往来を祈願するのであるが、8世紀の史料には各神社などに事前に幣物を奉るという行為は窺えない。むしろj-2・3のように、住吉社でも遣唐使の帰朝後に奉幣や神階授与が行われていることが注目される。lの諸例は遣唐使の帰朝後に唐物を、あるいは新羅使や遣渤海使が将来した品々を伊勢神宮や諸山陵に奉献する行為で、こうした帰朝後の献納・奉祀が確認される場所である。但し、8世紀の事例ではl-4・6の新羅・渤海関係では七道諸社への奉献が見られるが、遣唐使に関しては9世紀の事例を含めてもl-3・12・13の如くに、いずれも伊勢神宮への奉献で⁵²⁾、沖ノ島祭祀との関係は看取できないという問題が存する。上述のように、cでは胸形大神が遣外使節の帰朝時に将来した人の帰属を求めており、a・bに描かれた伊勢神宮の奉祀神である天照大御神との関係や「汝三神宜降居道中奉助天孫而為天孫所祭也」(『日本書紀』神代上・瑞珠盟約段第一の一書)などから考えて、宗像三神にも宗像神社を奉斎する宗像氏を介して持衰の報賞、沖ノ島祭祀第Ⅲ・Ⅳ期の奉献品に相当する奉祀があったと見ることはできないであろうか。

ちなみに、m、n-1・2のように、渡海前に個人的に祈願することも考えられ、特に遣唐使水手は北部九州出身者が多かったと目されることにも留意したい。具体的に出身地がわかるのは、勝宝度の第4船舵師川部酒麻呂で、彼は肥前国松浦郡の人といい、船に失火があった時に手が焼け爛れても舵を離さなかったとして称揚されているので、記録に残っている(『続日本紀』宝亀6年4月壬申条)。その他、藤原仲麻呂の新羅征討計画の際にも、山陽・南海・西海道はそれぞれの地域が船・水手を準備するとして、東国から徴用予定の人々については肥前・対馬から水手が充当されることになっており(天平宝字5年11月丁酉条)、この海域に通曉した北部九州の人々が水手の中核を占めたものと推定されよう。とすると、上述の宗形部津麻呂の如くに、宗像氏配下の人々も多く渡海したことが想像され、彼らが日常的に崇拝する海上神を奉祀することも考慮

しておきたいが、国家的奉祀である沖ノ島祭祀とはやはり区別して位置づけるべきであろう。

9世紀になると、史料にも宗像神社奉祀の記事が現れるが、これは一つにはj-4、oの承和度遣唐使の特例とも言える。今次は実質上最後の遣唐使となったものであるが、渡海以前に2度漂蕩し、漸く3度目の進發で入唐を遂げたものの、遣唐使官人の統率力の問題、唐の衰退と入唐留学・求法の意味合いの変化など、遣唐使事業をめぐる阻害要因が浮き彫りにされた側面も大きかった⁵³⁾。遣唐使船が漂蕩して渡海できなくなるのは延暦度から起きており、その時は2度目の進發で何とか入唐を遂げている。延暦度については『日本後紀』の欠損があり、1度目の失敗から2度目に出発するあたりの記事が不詳になっているので、あるいはこの時から承和度のような方策が講じられていたのかもしれないが、不明とせねばならない。とはいうものの、

o-1～3は1度目の進發に伴う措置であり、8世紀には見えなかった事前の諸社への奉幣、o-2には「五畿内七道名神」に広く幣帛が捧げられていることが知られ、やはり延暦度の経験をふまえた新たな方式(可能性としては延暦度の2度目の進發時にとられた方策に依拠したものか)での挙行であったと推定されてくる。

o-2の「七道名神」には『延喜式』神名帳に「宗像神社三座〈並名神大〉」とある宗像三神も含まれていたと思われるが、o-4によると、2度目の進發時には九州中・北部の諸社で神前読経を行い、往来の無事を祈ることにしており、そこに宗像神社が登場することが注目される。神前読経はn-2の延暦度の最澄の事績に依拠したものと見なされ、これもまた延暦度に淵源する措置であった。o-4のうち、香襲(椎)宮、大臣(=武内宿祢)、八幡大菩薩(宇佐)は神功皇后伝承と関係するもの、阿蘇神社は由来不明であるが、後述の新羅海賊をめぐる

第4表 筑前国と平安京の宗像神の動向

承和7年4月21日	筑前国勲八等宗像神→従五位下
嘉祥3年10月7日	筑前国宗像神→従五位上
仁寿3年2月3日	筑前国宗像神→正五位下
天安元年10月2日	筑前国正四位下勲八等宗像神→正三位
貞観元年正月27日	筑前国正三位勲八等田心姫神・湍津姫神・市杵島姫神→従二位
貞観元年2月30日	太政大臣東京一条第従二位勲八等田心姫神・湍津姫神・市杵島姫神→正二位、筑前の宗像三神も従二位勲八等→正二位
貞観6年10月11日	坐太政大臣東京第正二位勲八等田心姫神・湍津姫神・市杵島姫神→従一位
貞観7年3月21日	太政大臣東京第無位天石戸神→従三位〈参考〉
貞観7年4月17日	太政大臣東京第社に使者を派遣して奉幣・告文
貞観12年11月17日	葛野鑄銭所に近きにより、宗像神に新鑄銭奉献
元慶元年4月13日	故太政大臣東一条隅神に告文(大極殿の造作始)
寛平元年12月25日	筑前国正二位市杵島姫神・湍津姫神・田心姫神→従一位
寛平6年10月8日	筑前国従一位勲八等田心姫神・市杵島姫神・湍津姫神→勲七等
天慶4年藤原純友の乱平定後	筑前国宗像宮→正一位勲一等、菩薩号の賜与
天元2年2月14日	筑前国宗像宮の大宮司を官符により補任

奉斎にも登場し、怪異を予告しているので、この頃からこうした局面に神威を発揮する存在として重視されてくるのであろう(6-7でも並記)。そして、沖ノ島祭祀の伝統を有する宗像神社である。但し、上述のように、8世紀代には遣唐使帰朝時に特別に奉献に与っていたとすると、このような形で他社と並立されるのは、地位の平準化とも言える。神功皇后関係の諸社は8世紀には対新羅の局面では登場するものの、遣唐使関連には見られず、1-10、ちょうど延暦度遣唐使の頃から遣唐使関係を含めて、対外関係全般で奉祀されるようになって⁵⁴⁾。一方、後述のように、宗像神も新羅海賊への対処の場面に登場しており、その役割を拡大していく側面も見られるのである。

ちなみに、8世紀の宗像朝臣氏は平城京跡出土の長屋王家木簡に宗像郡大領から送られた荷札が存するように(『平城宮跡発掘調査出土木簡概報』21-24・25-29、23-14、27-21)、大海人皇子(天武天皇)と尼子娘所生の高市皇子―長屋王と続く北宮王家との関係を維持し、宗像郡の大領と宗像神社の神主を兼帯、女王を妻に迎える事例もあり(第3表)、また鐘崎には高市皇子が大和国城上郡に勧請した宗像神社の修理工料を出す氏賤が置かれていたという(『類聚三代格』巻1寛平5年12月29日官符)。ところが、8世紀末には郡領と神主の兼帯が禁止され、政祭両面で強力な統治を行ってきた宗像氏には危機が訪れる。北宮王家の後裔たる高階真氏は中下級官人クラスであり、強力な後ろ盾にはないので、宗像氏は藤原北家に接近したらしく、北家台頭の始まりとなる冬嗣の邸宅(平安京内の東京一条第)に宗像神を勧請し、以後、この邸宅の内神として位置づけを高め、北家歴代の崇信を得ることができた⁵⁵⁾。今、筑前国の宗像神社の動向と合せて、神階授与の様子などを整理すると、第4表の如くである。このような宗像氏の政治的選択もまた、沖ノ島祭祀が国家に果たす役割の変化を齎したのかもしれない。

以上を要するに、遣唐使出発の段階で事前に宗像神への奉祀を行うのは本来の形ではなく、8世紀には帰朝後に奉献品を貢納する持衰的報賞が沖ノ島祭祀のあり方ではなかったかと考える次第である。なお、6-6の段階で宗像神は初めて神階を授与されたのであり、

それ以前はどんなに国家鎮護に功績があっても、天照大御神につながる神格として、神階による序列化・平準化には組み込まれていなかった(但し、勲位は得ていた)と解される⁵⁶⁾。こうした宗像神の位置づけ、遣外使節に伴う奉祀のあり方の変化は沖ノ島祭祀第Ⅲ・Ⅳ期の区分とは必ずしも合致しておらず、何よりもまた、8世紀以降の文献史料には具体的な奉斎の様相が不明で、状況証拠からの推測に依存しなければならないという不確定なところがあり、これらはなお遣唐使の時代の祭祀を解明する上で課題として残る点である。

6. 新羅海賊への対処

後期遣唐使は15～20年に1度の派遣、延暦度と承和度に至っては30年以上の間隔が空いており、遣唐使による交流は唐文化の直接移入などではインパクトが大きい、通交の頻度、沖ノ島祭祀との回数的整合性という点ではどれ程の相関関係があるのは不明の部分も多い。8世紀以降も朝鮮半島諸国との交流は活発で、上述のように、日羅関係は徐々に悪化し、国家間の公的通交は8世紀末で途絶していくが、8世紀代には新羅使の来日21回、日本側の遣新羅使も16回あり、渤海とはその滅亡の927年まで通交が続き、渤海使は35回(東丹国使を含む)到来、遣渤海使は13回渡航している⁵⁷⁾。渤海は大宰府への来着を指示されるものの(『続日本紀』宝龜4年6月戊辰条)、地理的關係や航海技術上からも北陸道や出羽国への到来が続くので、沖ノ島が所在する北部九州に来着するのは専ら新羅からの人々ということになる。

8世紀中葉頃から日本と新羅の外交関係にはしばしば紛擾が起きているが、唐との関係安定や国内の手工業発展を遂げた新羅は経済的關係、交易を目的に来日するという要素が強まり、中国産品(唐物)、南海産品の中継貿易も展開し、8世紀後半には国家間の通交によらない新羅人の北部九州への来航も窺われる⁵⁸⁾。こうした日羅関係の変化の時期は沖ノ島祭祀第Ⅲ期と第Ⅳ期の区分に符合するようにも思われるが、律令的祭祀としての奉献品の大きな変化などは不明であり、この点も後考に俟ちたい。9世紀に入ると、新羅は下代の時期で、政治混乱が顕著になるが、北部九州への新

羅人の来航例は増加、交易のための僑住者の存在、また唐—新羅—日本の制海権を掌握した張宝高の出現とその没落もあり、日本側では外交政策の構築が課題になっていく⁵⁹⁾。

そして、9世紀後半には新羅の国情不安、滅亡への道程が益々明確になるとともに、日本にも新羅海賊が跳梁する状況が起こり⁶⁰⁾、海賊防止・平定祈願との関係で宗像奉祀の史料が所見することになる。

p 『日本三代実録』貞観12年2月15日条

勅遣従五位下行主殿権助大中臣朝臣国雄、奉幣八幡大菩薩宮及香椎廟・宗像大神・甘南備神。告文曰、(中略)又曰、天皇我詔旨止掛畏岐宗像大神乃広前尔申賜倍止申、(中略)亦我皇太神波、掛毛畏岐大帯日姫乃、彼新羅人乎降伏賜時尔、相共加力倍賜天、我朝乎救賜比守賜奈利、(中略)上件寇賊之事在倍岐物奈利止毛、掛畏皇太神、国内乃諸神太知遠唱導岐賜比天、未発向之前尔沮拒排却賜倍。若賊謀已熟天、兵船必来倍久在波、境内尔入賜波須之天、逐還漂没米賜比天、我朝乃神国止憚良礼来礼留故実乎澆多之失賜布奈。(下略)

q 『日本三代実録』元慶2年12月24日条

遣兵部少輔従五位下兼行伊勢権介平朝臣季長、向大宰府、奉幣檀日・八幡及姫神・住吉・宗形等大神。其檀日・八幡・姫神、別奉綾羅御衣各一襲・金銀装宝釵各一。以彼府奏有託宣云新羅凶賊欲窺我隙、并肥後国有大鳥集、河水変赤等之恠也。

r 『日本三代実録』貞観18年正月25日条(参考)

先是、貞観十六年大宰府言、香椎廟宮毎年春秋祭日、志賀嶋白水郎男十人・女十人奏風俗楽。所着衣裳、去宝龜十一年大武正四位上佐伯宿祢今毛人所造也。年代久遠、不中服用。請以府庫物造充之。至是、太政官処分、依請焉。

s 『日本三代実録』貞観18年3月9日条(参考)

(上略)其二事、請合肥前国松浦郡庇羅・値嘉両郷更建二郡号上近・下近置値嘉嶋曰、(中略)加之地居海中境隣異俗、大唐・新羅人来者、本朝入唐使等、莫不經歷此嶋。府頭人民申云、去貞観十一年、新羅人掠奪貢船絹綿等日、其賊同経件嶋来。以此觀之、此地是当国枢轄之地。宜折令長以慎防禦。又去年或人

民等申云、唐人等必先到件嶋、多採香藥、以加貨物、不令此間人民觀其物□。又其海濱多奇石、或鍛練得銀、或琢磨似玉。唐人等好取其石、不曉土人。以此言之、不委以其人之弊、大都皆如此者也。(下略)

p は前年に博多津で勃発した新羅海賊による豊前国年貢絹綿掠奪事件(『日本三代実録』貞観11年6月15日条)に伴う諸方策の一環であり、選士・統領の増強や沿海諸国への弩師の配備などの防衛体制整備とともに、諸社への奉幣が行われている。既に12月14日に伊勢大神宮、29日には石清水八幡宮に対する奉幣と事件の経緯報告・今後の国家鎮護祈願の告文捧呈がなされており、年を越えて九州中・北部の関係諸社にも同様の措置を講じたものである。ここではまず宗像神が神功皇后の「三韓征討」に助力していたという、記紀には全く記されていない新しい言説が語られていることが注目される。上述の遣唐使関係への神功皇后系の神々の介在に交差するが如くに、宗像神も対新羅の文脈で奉斎され、その神威が期待される存在になっている。宗像神はまた「皇太神」と位置づけられており、天照大御神の神格を体现する存在として、a・bの神話が興起され、「神国」日本を象徴するものと述べられている⁶¹⁾。

p のうち、甘南備神は不詳で、こちらには従五位下の位記が授けられただけであった。他の3神に対しては、宗像神への告文に記されているように、国内の神々を引率して新羅海賊の発向を未然に抑止すること、既に発向した場合は日本領海に入ったところで漂没させてしまうという神力が希求される場所である。sによると、今回の新羅海賊は値嘉島方面から来襲したようであるが、上述のように、宗像神の神威は有明海方面にも及んでいたから、神功皇后系の神々とともに「皇太神」として北部九州一帯を鎮護する役割が期待されたのであろう。qの元慶2年は特に新羅海賊が襲来した訳ではないが、檀日宮が新羅虜船の発向を託宣しており(12月11日条)、qに記されたような怪異が起きているので、未然の抑止を祈念した措置と考えられる。その他、仁和元年には新羅国使と称する人々が肥後国天草郡に漂着するという出来事があり(6月20日条)、「新羅国人、包蔵禍心、覬覦家國。雖寄事於風波、然猶疑其毒螫」と警戒が示され、北陸道諸国や長門・大

宰府などに警固が命じられている(8月1日条)。以後は国史がなくなり、史料に欠落もあるが、第4表の寛平6年の勲位昇叙は同年の大々的な新羅海賊の侵寇(『扶桑略記』9月5日条など)とその鎮定に対する報賞で、宗像神が神力を発揮したと評価されたと解される(『日本紀略』4月10日条「大宰府飛駟使来申、仰遣奉幣管内諸神」も参照)。

t 『類聚符宣抄』第1 天元2年2月14日官符

応補任坐筑前国宗像宮大宮司正六位上宗形朝臣氏能事。右、得神祇官貞元三年八月五日解僭、彼宮司并氏人等去天延二年二月五日解状僭、此宮從世初之時、已為日本之固。其奇異縁起不可勝計。謹檢旧例、去天慶年中以往不置件宮司、只以神主職為雜々執行之長。其時年慶度々祭、只臨山海為先漁獵。而藤原純友凶乱和平之後、登坐正一位勲一等之階。爰源清平朝臣為彼時大式之間、可言上公家奉授菩薩位之由、託宣頻了。仍且注託宣旨言上解文、且為使少式藤原朝臣惟遠、奉授菩薩位矣。自尔以来、長停獵山海之祠祀、修法施登覺之善根。年首歲末并薰香花、或五日或三夜、嘯僧侶唱法味、移彼田獵之料、充此功德之施。于時大式清平朝臣、可置宮司職令執印勤行之由、初以定行之日、以神主令兼行。其後繼踵任來之間、未有必蒙官符、只就府国遙以競望。仍雖神田地子三時六度祭料、而更闕其用、枉為贖勞。因之神宮雜務莫不陵遲。是則不蒙官符補任件職之所致也。重檢傍例、坐筑後国高良大神宮司、代々国司以郎等一人補任檢校職、令執印行事。每至遷替之日、不并勤惰、弃以京上。仍去安和二年八月五月初蒙官符、補任大神宮司以降、神威弥嚴、修治無怠。加以当国住吉・香椎・筑紫・竈門・宮崎等宮、皆以大宮司為其所之貫首。而当宮以一人兼任、無分置其職。校於是等之例、事寄似輕。方今件氏能已為擬任職、能知先祖之風、才幹相備、尤足推拳。仍言上如件。(下略)

ちなみに、rによると、宗像氏が統括する海域内にいた志賀白水郎が神功皇后系の香椎宮奉斎に参加していた様子が知られる⁶²⁾。宗像神に関しても、tに「年慶度々祭、只臨山海為先漁獵」とあるので、海民、ある

いは陸地部の狩猟に従事する人々を含めた奉祀が行われていたと考えられる。当該期は沖ノ島祭祀第Ⅳ期の終末に近い時代で、上述のように、国家的奉祀と水手・海民などによる日常的・在地的祭祀がどのように関連・調整されていたのか、またtには菩薩号という仏教的要素の付加も窺われ、こうした性格の変容をふまえた祭祀の変化の有無などは、さらに考究すべき課題となる。tは10世紀中葉に大神宮司設置と官符による任用が認められた経緯を示すものであるが、「此宮從世初之時、已為日本之固」という宗像神の基本的性格が強調され、藤原純友の乱平定によると思しき正一位勲一等への昇叙が記されており⁶³⁾、沖ノ島祭祀そのものは終末を迎えても、辺津宮での奉斎、宗像三神に対する位置づけ・尊崇は変わらず、これが神の島としての沖ノ島の保持を支える基盤として存続したと解される。

7. むすび

本稿では沖ノ島祭祀が交流史の中に有した位置づけを探るべく、4つの時期区分をふまえる形で、東アジア海域諸国との交流の始まり、5世紀の多元的通航、6世紀の中央集権体制への胎動と倭王権による外交の一元化、7世紀の東アジアの動乱、8世紀以降の後期遣唐使の様相と新羅の動向をめぐる問題などを検討した。考古学的知見に基づく沖ノ島祭祀の時期区分と対外関係から見た倭国・日本の交流史上の画期とは必ずしも合致しておらず、何よりも文献史料からは外交儀礼・過程の中で具体的にどのような奉祀がなされたのかが判明しないという課題はなお残されたままにせざるを得ない。

9世紀末～10世紀初には遣唐使事業のような国家的通航が終了し、唐・新羅・渤海の相次ぐ滅亡による国際情勢の変動があり、沖ノ島祭祀の終末はそれらと符合しているように思われる。しかしながら、9世紀後半以降、sにも記されているような唐・宋商人の来航が頻繁になり、通航回数や同時代的文物の移入という点ではむしろ当該期以後の方が活発な交流が展開していくと言えよう。宗像神社を奉斎する宗像氏も大宰府の府官として活躍し、博多を中心とする交易への従事、また宋人と婚姻関係を結ぶ事例もあり、交流史の中で

重要な位置を占めている⁶⁴⁾。したがって国家的奉獻が終了した段階以降にこそ、遣唐使の時代よりもはるかに頻繁で長期に亘る交流史が展開するのであり、その中での沖ノ島の果たした宗教上の役割如何、また玄界灘海域に暮らす人々にとっての意味合いもさらに考究すべき論点となろう。

いずれも根本的問題として取り組むべきものであるが、9世紀末頃までの交流史と沖ノ島祭祀の様態について知見を整理した蕪雑な稿はここで擱筆することにしたい。

註

- 1) 但し、『日本書紀』神代上・瑞珠盟約段、『古事記』上巻・天安河之宇氣比段に描かれた三女神の順序には諸説があり、鎮座地の比定も一定していない。ここに示したのは現在の比定である。
- 2) 宗像神社復興期成会編『沖ノ島』(吉川弘文館、1958年)・同編『続沖ノ島』(吉川弘文館、1961年)、第三次沖ノ島学術調査隊編『宗像沖ノ島』(本文・図版・史料、宗像大社復興期成会、1979年)、小田富士雄編『古代を考える沖ノ島と古代祭祀』(吉川弘文館、1988年、以下、小田編著と略記)、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議(福岡県・宗像市・福津市)編『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅰ』(2011年、以下、研究報告Ⅰと略記)などを参照。
- 3) 井上光貞『古代沖の島の祭祀』(『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会、1984年)、佐田茂『沖ノ島祭祀の変遷(一)祭祀遺跡の形態』、弓場紀知「同(二)祭祀遺物の内容」(小田編著)、『研究報告Ⅰ』の共同研究:「祭祀遺跡、沖ノ島の再検討」所載諸論考など。
- 4) 和田萃『沖ノ島と大和王権』、小田富士雄『北海道中一大陸と沖ノ島祭祀』(小田編著)、亀井輝一郎『古代の宗像氏と宗像信仰』、白石太一郎『ヤマト王権と沖ノ島祭祀』(『研究報告Ⅰ』)など。岡崎敬「総括編(第1章宗像地域の展開と宗像大神／第2章律令時代における宗像大社と沖ノ島)」(註1)『宗像沖ノ島』、宗像市史編纂委員会編『宗像市史』通史編第2巻(宗像市、1999年)などが概括的・網羅的に論究しているくらいである。
- 5) 私見を概括的に述べたものとしては、森公章 a『「白村江」以後』(講談社、1998年)、b『東アジアの動乱と倭国』(吉川弘文館、2006年)、c『倭の五王』(山川出版社、2010年)、d『遣唐使の光芒』(角川学芸出版、2010年)、e『東アジア史の中の古墳時代』(『古墳時代の考古学』1、同成社、2011年)などを参照。
- 6) 西嶋定生『倭国の出現』(東京大学出版会、1999年)。
- 7) 魏の対呉政策上の意図については、森公章『世界の中の邪馬台国』(『歴史読本』56の4、2011年)を参照。
- 8) 武田幸男『高句麗史と東アジア』(岩波書店、1989年)。
- 9) 村山正雄『石上神宮七支刀銘文図録』(吉川弘文館、1996年)、濱田耕策『古代日韓関係の成立』(『第2期日韓歴史共同研究報告書』第1分科会篇、2010年)など。
- 10) 角林文雄『高句麗広開土王碑文にみる各国の戦略』(『日本書紀研究』第19冊、塙書房、1994年)。
- 11) 朴天秀『加耶と倭』(講談社、2007年)。
- 12) 東野治之「ありねよし、対馬の渡り」(続日本紀研究会編『続日本紀の時代』塙書房、1994年)、川添昭二「宗像氏の対外貿易と志賀島の海人」(『海と列島文化』3、小学館、1990年)など。なお、正木喜三郎「筑紫胸形君考」(『東海史学』25、1991年)は、宗像郡海部郷を鐘崎付近に比定し、鐘崎―地島間の航跡＝鐘崎ソネ(暗礁)の海域には志賀神に対する信仰が存したと見る。
- 13) 和田註4)論文は、対馬に至るルートとして、壱岐を経由するもの、遠賀川河口の岡水門―大島―沖ノ島―対馬、関門海峡―沖ノ島―対馬の3つを想定し、穴門館は後二者に関係する施設と見ている。
- 14) 森公章『耽羅方補考』(『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文館、1998年)。
- 15) 新川登亀男「宗像と宇佐」(『新版古代の日本』3、角川書店、1991年)は、9世紀中葉頃までは濁心の証しとして生まれたスサノヲの子である三女神、アマテラスに排斥される三女神として描く『日本書紀』本文の正統性が維持されていたが、9世紀後半以降にスサノヲの清浄心を証すとともに、日神の子として筑紫に降臨する三女神として位置づける異伝とも言える第一・三の一書や『古事記』の伝承が発言力を高めるとする。
- 16) 白石註4)論文、重藤輝行「宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀」(『研究報告Ⅰ』)など。
- 17) 山尾幸久「雄略大王期の史的位置」(『日本古代王権形成史論』岩波書店、1983年)。
- 18) 正木喜三郎「宗像三女神と記紀神話」(小田編著)、小田註4)論文など。
- 19) 亀井註4)論文。
- 20) 重藤註16)論文81頁。
- 21) 河内春人「倭の五王と中国外交」(『日本の対外関係』1、吉川弘文館、2010年)、門脇禎二他編『古代を考える吉備』(吉川弘文館、2005年)、北郷泰道『古代日向・神話と歴史の間』(鉾脈社、2007年)など。
- 22) 岸俊男『画期としての雄略朝』(『日本古代文物の研究』塙書房、1988年)、佐伯有清編『古代を考える雄略天皇とその時代』(吉川弘文館、1988年)など。
- 23) 稲荷山古墳が埼玉古墳群で最初に築造された墳墓であることについては、城倉正祥「武蔵国造争乱」(『史観』165、2011年)を参照。5世紀の地方統括の状況に関しては、森公章「五世紀の銘文刀剣と倭王権の支配体制」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇38、2013年)を参照。
- 24) 朝鮮学会編『前方後円墳と古代日朝関係』(同成社、2002年)、朴註11)書、辻秀人編『百済と倭国』(高志書院、2008年)など。
- 25) 考古学的な特色の相違に関しては、朴淳發『百済国家

- 形成過程の研究』(六一書房、2003年)などを参照。
- 26) 白石太一郎「もう1つの倭・韓交易ルート」(『国立歴史民俗博物館研究報告』110、2004年)。
 - 27) 李弘植「任那問題を中心とする欽明紀の整理」(『青丘学叢』25、1936年)、笠井倭人「欽明朝における百済の対倭外交」(『古代の日朝関係と日本書紀』吉川弘文館、2000年)、金鉉球「日系百済官僚」(『大和政権の対外関係研究』、吉川弘文館、1985年)、熊谷公男「いわゆる「任那四県割讓」の再検討」(『東北学院大学論集』歴史学・地理学39、2005年)など。
 - 28) 正木註18)論文。
 - 29) 田中俊明『大加耶連盟の興亡と「任那」』(吉川弘文館、1992年)、『古代の日本と加耶』(山川出版社、2009年)などを参照。
 - 30) 小田富士雄編『古代を考える磐井の乱』(吉川弘文館、1991年)。
 - 31) 大川原竜一「国造制の成立とその歴史的背景」(『駿台史学』137、2009年)など。国造制の構造については、森公章「評司・国造の執務構造」(『地方木簡と郡家の機構』同成社、2009年)を参照。
 - 32) 古市晃『日本古代王権の支配論理』(塙書房、2009年)。
 - 33) 森公章「「任那」の用法と「任那日本府」(「在安羅諸倭臣等」)の実態に関する研究」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇35、2010年)。
 - 34) 森公章「吉備白猪・児島屯倉と屯倉制」(『古代国家と天皇』同成社、2010年)。
 - 35) 森公章「古代難波における外交儀礼とその変遷」(註14)書)。
 - 36) 小嶋篤「墓制と領域一胸肩君一族の足跡一」(『九州歴史資料館研究論集』37、2012年)によると、糟屋屯倉に関連すると目される鹿部田淵遺跡の周囲には宗像型の石室が分布しており、玄界灘沿岸域の「入海」的地形が宗像君一族の活動範囲に含まれていたことを窺わせるといふ。
 - 37) 各地の宗形神社と宗像氏の関係という視角については、新川註15)論文を参照。なお、狩野久「津島部」をめぐって(吉田晶編『日本古代の国家と村落』塙書房、1998年)は、備前国三野郡津島部に分布する津島部姓者(『平城宮跡発掘調査出土木簡概報』15-29頁)を、ト部を出す対馬の上・下県国造の部民であり、倭王権への上番途次の資養の便宜のために当地に設定されたと見ており、これも倭王権による瀬戸内海航路掌握と関連する配置であろう。
 - 38) 岸俊男「防人考」(『日本古代政治史研究』塙書房、1966年)。
 - 39) 亀井註4)論文は、舒明系の王統が早くから派兵ルートを掌握しようとしていたとし、大海人皇子の近侍の舍人に大分君稚臣などの九州の豪族がいることにも着目すべしと述べる。
 - 40) 森公章「「海北」から「西」へ」(『遣唐使と古代日本の対外政策』吉川弘文館、2008年)。
 - 41) 鈴木英夫「「任那の調」の起源と性格」(『古代の倭国と朝鮮諸国』青木書店、1996年)。
 - 42) 森公章「加耶滅亡後の倭国と百済の「任那復興」策について」(註40)書)。
 - 43) 森公章「遣唐使の時期区分と大宝度の遣唐使」(註(40)書)、鈴木靖民「遣唐使研究と東アジア史論」(『日本の古代国家形成と東アジア』吉川弘文館、2011年)など。
 - 44) 森公章「七世紀の国際関係と律令体制の導入」(註40)書)。
 - 45) 東野治之「遣唐使の朝貢年期」(『遣唐使と正倉院』岩波書店、1992年)。
 - 46) 鈴木靖民「日本律令の成立と新羅」(『倭国史の展開と東アジア』岩波書店、2012年)など。
 - 47) 弓場註3)論文。
 - 48) 岡田精司「航海と外征の神一宗像と住吉一」(『神社の古代史』大阪書籍、1985年)。なお、j—5は正規の遣唐使ではなく、真如の入唐求法に伴うものである。真如は俗名を高丘親王といい、平城天皇の皇子で、薬子の変により廃太子となった後に密教の修行などに打ち込んだ人物であるから、朝廷の扱いも鄭重で、その入唐に際しては遣唐使派遣に准じる儀礼が許されたのではないかと思われ、これはj—1に准じる行為と位置づけたい。
 - 49) 『延喜式』の土器の名称と実際の考古遺物との同定については、荒井秀規「延喜主計式の土器について」(『延喜式研究』20・21、2004・05年)を参照。
 - 50) 岡田註48)書85頁。
 - 51) 亀井正道「海と川の祭り」(小田編著)、和田註4)論文など。
 - 52) 1—3が大宝度遣唐使の帰朝に関係することについては、三宅和朗「古代伊勢神宮の年中行事」(『史学』72—3・4、2003年)を参照。
 - 53) 佐伯有清「最後の遣唐使」(講談社、1978年)、森公章「承和度の遣唐使と九世紀の対外政策」(註40)書)など。
 - 54) 森公章「平安貴族の国際認識についての一考察」(註14)書)。
 - 55) 森公章「王臣家と郡司」(『日本歴史』651、2002年)。
 - 56) 神階授与に関しては、上田正昭「神階昇叙の背景」(『日本古代の国家と宗教』上、吉川弘文館、1980年)を参照。
 - 57) 鈴木靖民『古代対外関係史の研究』(吉川弘文館、1985年)、濱田耕策『新羅国史の研究』(吉川弘文館、2002年)、『渤海国興亡史』(吉川弘文館、2000年)、石井正敏『日本渤海関係史の研究』(吉川弘文館、2001年)、酒寄雅志『渤海と古代の日本』(校倉書房、2001年)、浜田久美子『日本古代の外交儀礼と渤海』(同成社、2011年)など。
 - 58) 森公章「奈良時代と「唐物」」(河添房江・皆川雅樹編『唐物と東アジア』勉誠出版、2011年)、田中史生「新羅人の交易活動と大宰府」、「筑前国における銀の流通と国際交易」(『国際交易と古代日本』吉川弘文館、2012年)など。
 - 59) 森註53)論文、渡邊誠『平安時代貿易管理制度史の研究』(思文閣出版、2012年)など。
 - 60) 遠藤元男「貞観期の日羅関係について」(『駿台史学』19、

1966年)、佐伯有清「九世紀の日本と朝鮮」(『日本古代の政治と社会』吉川弘文館、1970年)など。

- 61) 神国観については、田村圓澄「神国思想の系譜」(『史淵』76、1958年)、平田俊春「『神皇正統記』の神国観の形成」(森克己博士古稀記念会編『対外関係と政治文化』第2、吉川弘文館、1974年)、伊藤喜良「王土王民・神国思想」(『講座前近代の天皇』第4巻、青木書店、1995年)、村井章介「王土王民思想と九世紀の転換」(『思想』847、1995年)などを参照。
- 62) 坂上康俊「香椎 B 遺跡出土の木簡について」(『香椎 B 遺跡』福岡市教育委員会、2000年)によると、当該遺跡出土の「□〔岐カ〕嶋雑掌直成安」の木簡は寛治7年(1093)の紀年銘木簡に伴出するもので、平安後期に壱岐島に香椎宮の封戸が存した可能性、あるいは壱岐島雑掌が香椎宮を参拝したことによるものと推定されるという。いずれにしても香椎宮の信仰圏を窺わせる材料となろう。
- 63) 高良社文書(『大宰府・太宰府天満宮史料』第4、85～96頁)によると、天慶4年9月10日、同5年6月25日の両度に大宰府が管内諸国島の神名帳を注進すべき官符を布達したとあるので、それを契機に昇叙がなされたと推定される。
- 64) 服部英雄「宗像の島々：小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌」(『研究報告 I』)、正木喜三郎「律令制の崩壊と宗像」(『宗像市史』通史編第2巻、1999年)、「宗像妙忠」(『古代・中世宗像の歴史と伝承』岩田書院、2004年)、「大宰府の変質と宗像氏」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、1990年)など。

付註) 2013年10月12日に開催された「宗像・沖ノ島と関連遺産群」国際学術研究報告会における亀井輝一郎氏の報告「古代の宗像氏と宗像信仰」では、延暦17年官符の末尾に「筑前国宗像神主准此」とあるので、こうした祭儀が沖ノ島祭祀の中に含まれていた可能性を考慮すべきことが指摘されており、e-1の評価についてはさらに検討が必要であると思われる。